

ウズベキスタン共和国
企業活動の発展のための
民事法令および行政法令の改善プロジェクト
終了時評価調査報告書

平成 20 年 12 月
(2008 年)

独立行政法人国際協力機構
ウズベキスタン事務所

ウズ事
J R
08-01

ウズベキスタン共和国
企業活動の発展のための
民事法令および行政法令の改善プロジェクト
終了時評価調査報告書

平成 20 年 12 月
(2008 年)

独立行政法人国際協力機構
ウズベキスタン事務所

序 文

ウズベキスタン共和国では、持続的な経済発展のため、市場経済化をより一層進めることが不可欠であり、その基盤整備となる法整備について具体的な取り組みを行っている。

同国における企業活動の発展を法制度的に阻害している問題として、多量の下位法令と法令間の矛盾、市場経済発展に必要な基本的法制度における不備、不透明な手続と不適切な干渉があると認識されている。

こうしたなか、ウズベキスタンの経済発展に資する法整備策として特にニーズの高い、行政手続法の制定、民事法令の改善、法令データベース開発支援を目的として、JICAは2005年10月より3年間の協力期間で「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」を実施している。

今般、プロジェクト協力期間が終了を迎えるにあたり、これまでの進捗、成果と目標達成度を確認し、プロジェクトの評価を行うとともに、プロジェクト協力期間終了後の対応の検討および今後の類似プロジェクトへの教訓を提言することを目的として、2008年7月に終了時評価調査団を派遣した。本報告書は、同調査結果を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの展開に、更には類似のプロジェクトに活用されることを願うものである。

ここに、本調査にご協力をいただいた内外関係者の方々に深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第である。

平成20年12月

独立行政法人国際協力機構
ウズベキスタン事務所長 江尻 幸彦

目 次

序 文

プロジェクト位置図

写 真

略語一覧

評価調査結果要約表

第1章 終了時評価調査の概要	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査期間	1
1-4 主要面談者	1
第2章 評価の方法	2
第3章 プロジェクトの実績	3
3-1 成果の達成状況	3
3-2 プロジェクト目標の達成状況	3
3-3 実施プロセスの確認	4
第4章 評価結果	5
4-1 5項目評価	5
4-2 結 論	6
第5章 提 言	7
5-1 プロジェクトの延長に関する提言	7
5-2 ウズベキスタンにおける法整備支援の方向性	7
第6章 教 訓	8
付属資料	
1. 調査日程	13
2. 主要面談者	14
3. プロジェクト実施体制図	15
4. PDM Ver. 1	16
5. PDM Ver. 2	19
6. ミニッツ	24
7. 達成度グリッド	49

8. 評価グリッド.....	59
9. 質問票および回答.....	75

プロジェクト位置図





司法省本庁舎



司法副大臣との協議



カウンターパートとの協議



法令データベース機材

略 語 一 覧

JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ウズベキスタン	案件名：企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト
分野：ガバナンス	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：ウズベキスタン事務所	協力金額（評価時点）：約122,000千円
協力期間	2005年10月1日～ 2008年9月30日（3年間）
	先方関係機関：司法省
	日本側協力機関：名古屋大学
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ウズベキスタン共和国（以下、「ウズベキスタン」と記す）では持続的な経済発展のため、市場経済化をより一層進めることが不可欠であり、その基盤整備となる法整備について具体的な取り組みを行っている。しかしながら、十分な知識を有しているとは言い難い状況にあるため、依然として先進諸国からの知的支援を必要としている。</p> <p>ウズベキスタンにおける企業活動の発展を法制度的に阻害している問題として、多量の下位法令と法令間の矛盾、市場経済発展に必要な基本的法制度における不備、不透明な手続と不適切な干渉があると指摘されている。</p> <p>こうしたなか、ウズベキスタンの経済発展に資する法整備策として特にニーズの高い、行政手続法の制定、民事法令の改善、法令データベース開発支援を目的として、企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）の要請が同国政府より提出され、2005年10月より3年間の協力期間でプロジェクトが開始された。</p> <p>本プロジェクトは「法令データベースが公開され、中小企業活動を保証する法令が整備され、かつ運用が改善される」という目標を掲げ、法整備を行うことで上述の法的阻害要因を除去し、企業活動発展の条件強化をめざしており、プロジェクトの活動として「法令データベースの公開」、「行政手続法および抵当法の起草・運用」にかかる支援を行ってきた。</p>	
<p>1-2 協力内容</p> <p>(1) 上位目標</p> <p style="padding-left: 20px;">市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。</p> <p>(2) プロジェクト目標</p> <p style="padding-left: 20px;">法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。</p> <p>(3) 成果</p> <p style="padding-left: 20px;">1-1 法令データベースが公開される。</p> <p style="padding-left: 20px;">1-2 法令データベースの維持管理が行われる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2-1 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法および行政手続法）の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。</p> <p style="padding-left: 20px;">2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱および聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。</p> <p style="padding-left: 20px;">2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。</p> <p style="padding-left: 20px;">2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。</p> <p style="padding-left: 20px;">3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。</p> <p style="padding-left: 20px;">3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。</p>	

(4) 投入 (評価時点)																						
1) 日本側																						
長期専門家派遣	2名																					
短期専門家派遣	25名																					
研修員受入れ	10名																					
機材供与	US\$117,214 (約12,815千円)																					
ローカルコスト負担	USD24,144 (約2,639千円)																					
	UZS1,461,700 (約121千円)																					
2) ウズベキスタン側																						
カウンターパート配置	29名																					
事務スペース提供																						
[2008年9月時点: 1 US\$=109.33円、1 UZS (ウズベキスタン・スム) =0.083円]																						
2. 評価調査団の概要																						
調査者	<table border="0"> <tr> <td>総括</td> <td>西宮 宜昭</td> <td>JICAウズベキスタン事務所所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>民事法令、行政法令および法令データベース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市橋 克哉</td> <td>名古屋大学大学院法学研究科教授</td> </tr> <tr> <td>法整備支援</td> <td>佐藤 直史</td> <td>JICA国際協力専門員・弁護士</td> </tr> <tr> <td>協力計画</td> <td>高坂 宗夫</td> <td>JICAウズベキスタン事務所所員</td> </tr> <tr> <td>評価分析</td> <td>竹内 麻衣子</td> <td>JICA公共政策部法・司法課兼行政機能課職員</td> </tr> <tr> <td>通訳</td> <td>香取 潤</td> <td>財団法人日本国際協力センター</td> </tr> </table>	総括	西宮 宜昭	JICAウズベキスタン事務所所長			民事法令、行政法令および法令データベース		市橋 克哉	名古屋大学大学院法学研究科教授	法整備支援	佐藤 直史	JICA国際協力専門員・弁護士	協力計画	高坂 宗夫	JICAウズベキスタン事務所所員	評価分析	竹内 麻衣子	JICA公共政策部法・司法課兼行政機能課職員	通訳	香取 潤	財団法人日本国際協力センター
総括	西宮 宜昭	JICAウズベキスタン事務所所長																				
		民事法令、行政法令および法令データベース																				
	市橋 克哉	名古屋大学大学院法学研究科教授																				
法整備支援	佐藤 直史	JICA国際協力専門員・弁護士																				
協力計画	高坂 宗夫	JICAウズベキスタン事務所所員																				
評価分析	竹内 麻衣子	JICA公共政策部法・司法課兼行政機能課職員																				
通訳	香取 潤	財団法人日本国際協力センター																				
調査期間	2008年7月8日～16日																					
	評価種類: 終了時評価																					
3. 評価結果の概要																						
3-1 実績の確認																						
(1) 成果																						
1) 成果1-1、1-2 「法令データベース」																						
データベース関連機材の供与、本邦研修によるネットワークおよびセキュリティ管理にかかる技術者の育成がなされ、2007年7月に法令データベースは公開された。																						
2) 成果2-1～2-4 「行政法令」																						
行政手続法に関し、起草を担当する法案起草委員会と日本側専門家との意見交換等により、国会で審議中の草案は中小企業が活動しやすくなる内容となっており、間もなく成立することが見込まれている。法律が成立したあとの執行メカニズムの構築も本プロジェクトの重要な内容であり、司法省と日本側専門家の共同作業により、下位法令起草等の準備が進んでいる。ただし、行政手続法の採択が当初の想定より大幅に遅れているため、法律が確定してから行うべき下位法令のファイナライズ作業や広報等の活動が始められず、プロジェクト期間内にはこれら活動が終了しない見込みである。																						
3) 成果3-1、3-2 「民事法令」																						
プロジェクト形成段階において想定していた抵当法の起草支援に関しては、プロジェクト開始時点ですでに法案が国会に上程されていたため、法案起草に対する本プロジェクトの関与は当初の想定より少ないものとなった。しかしながら、成立した抵当法の理解を促進するための活動については、抵当法の解説書の作成が司法省と日本人専門家の共同作業で進められており、本プロジェクトの期間中に発刊が予定されている。																						
さらに、JICAはPDMの成果に関連する活動として、司法省の民法担保編の改正作業に対する支援も行っているところであり、民法担保編の改正草案は本プロジェクトの期間中に完成する見込みである。																						

(2) プロジェクト目標

本終了時評価調査においては、プロジェクト目標「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される」については、同目標の3つの指標、①「法令データベースが法令情報を広く社会に提供しているか」、②「行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法および行政手続法）が中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか」、③「抵当法が中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか」によりその達成度を評価した。

評価の結果、法令データベースの公開は済んでおり、また、抵当法解説書の発刊が間近に迫っていることから「法令データベース」および「民事法令」については、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標を達成する見込みであることが確認された。一方、「行政法令」についてはその準備は進められているものの、行政手続法案の国会通過が遅れているため、下位法令草案のファイナライズ作業や広報活動ができず、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標の達成が見込めないことが確認された。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性

ウズベキスタンのPRSP（当地名称は“Welfare Improvement Strategy”）において民間セクター、企業家の育成は重点分野とされており、本プロジェクトとウズベキスタンの開発政策との整合性は確保されている。また、我が国の対ウズベキスタン国別援助計画では、重点課題の一つとして「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」を挙げ、その中で「民間セクターから見て透明性、公平性の高い行政システムの構築」を目標としており、日本の援助政策とも整合性は高い。本プロジェクトは3つのコンポーネントから構成されているが、法令データベースが企業活動の基礎インフラとして企業活動に関する法令情報を広く公開し、行政手続法によって企業活動のための透明、公正な手続きを保障し、抵当法が企業活動の活発化のために資金調達環境を整えるという点で、これら3つのコンポーネントを実施することによって企業活動の強化が可能になるというプロジェクトデザインになっている。

ウズベキスタンでは、法令データベースが完成するまでは、法令間の整合性を確かめるために大きな労力が必要であった。また、行政機関の手続きに関して明確な法律がなく、恣意的な権力の行使も少なからずあり、企業活動の阻害要因とされている。このように、法令データベースと行政手続法は、企業活動のための基礎的な環境づくりと位置づけて支援を実施した。その上で特に先方政府から要望の強かった抵当法の支援を実施することで、総体として企業活動が強化されたといえる。

(2) 有効性

プロジェクトの有効性は次のような理由から十分高いといえるが、法令の運用については不十分なところもある。

法令データベースの作成と行政手続法への支援は企業活動のための基礎的な環境づくりに資する活動と位置づけられる。法令データベースについてはインターネットで誰でも利用できるようになっており、プロジェクト目標の「法令情報が広く提供され」という部分は十分に達成されたといえる。一方、行政手続法については草案は作成されたものの、現時点では国会を通過しておらず、プロジェクト期間中に下位法令を整備し、運用を支援するまでは実施できない可能性が高い。

民事法令に関しては抵当法の解説書がプロジェクト期間中に完成する予定であり、それが完成すれば抵当法に規定された手続きが標準化され、中小企業の資金繰りが改善されることが期待される。抵当法解説書の発刊により当該法令の運用が改善されるといえる。

(3) 効率性

投入の質、量、タイミングについては、日本側、ウズベキスタン側ともおおむね適切になされた。ただし、抵当法に関しては、開始当初カウンターパートの多忙によって、連絡調整がスムーズに行われなかった部分があり、意思疎通に時間と労力を要したが、2007年以降人員体制が強化され、効率性も上がった。

(4) インパクト

プラス面のインパクトとしては、法令データベースの公開により、誰でも膨大な法令情報の中から自由に法令にアクセスし、必要な情報を検索することが可能となり、また、関連条文も簡単に参照することが可能となったことから、法令間の齟齬や法令の規定のない空白部分が明らかとなってきたことがあげられる。また、抵当法解説書の作成においては、利用者が理解しやすい表を入れるなどの工夫を行っており、他の法律の解説書を作成する際にもこの方法を利用している。行政手続法については、現在上院に上程中のため、まだ明確なインパクトは発現していない。

一方、マイナス面のインパクトは確認されておらず、今後も生じる可能性は低いと考えられる。

(5) 自立発展性

プロジェクトを通じて、ウズベキスタン司法省とは常に共同で活動をするように心がけた結果、プロジェクトにかかわった司法省職員の能力と意欲は確実に高まっており、人的要素の面での自立発展性は担保されたといえる。

法令データベースに関しては、維持管理にかかる費用回収のため、2009年1月より一部の情報（法律および大統領令以外の法令情報）を有料化する予定であるが、必要経費を賄うための料金設定等が十分に精査されておらず、必要な運営費が確保できるか懸念される。行政手続法については、行政手続法施行活動計画案（アクションプラン）が既に作成され、行政手続法の国会通過後に承認される予定となっており、法律の制定後に取りべき手段について理解が進んでいることから、法律が適切に運用されていくことが期待できる。抵当法解説書については、2008年8月末に出版が予定されており、その後の司法省内、関係省庁、大学等への配布プランが作成されていること、また法のリテラシーの向上、広報活動は司法省の本来の業務として認識されていることから、出版後、適切に配布・普及が進むことが見込まれる。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

本プロジェクトを含め、法整備支援においては、相手国の政策に応じてプロジェクトを柔軟に実施する必要があるところ、本プロジェクトにおいては、相手国の政策変化に対し柔軟な対応を行っており、これが成果の達成に貢献した。

法整備支援プロジェクトは、「政策（施策）を具体化し、変化させること（またはこれに影響を与えること）」自体を目的としているといえ、この目的を達成するためには、プロジェクト実施中に「政策（施策）の具体化・変化」の動きを見定め、それをファシリテートすることが必要となる。さらに、法整備支援が制度変化を通じて政策の変化に働きかける支援であることから、プロジェクト実施中の相手国の政策変化は、むしろ歓迎すべきことであるとさえいえる。

本プロジェクトにおいて、例えば抵当法運用のための解説書作成支援に加えて、民法担保編の改正支援を行ったことは、相手側の政策変更適切に対応したものと評価できる。

(2) 実施プロセスに関すること

本プロジェクトの目標が達成され、成果がプロジェクト期間終了後も発展していくためには、司法省の担当者の能力向上が欠かせないところ、本プロジェクトの各コンポーネントにおいて行われた、ウズベキスタン側カウンターパートと国内支援委員会委員・長期専門家による共同作業は、司法省担当者のキャパシティ・デベロップメントに大きく貢献した。

このキャパシティの向上は、国内支援委員および長期専門家が示したウズベキスタン側と一緒に考えるという姿勢に応える形で、カウンターパートが自らの頭で考え、自らの手を動かした結果であり、共同作業という地道な努力が実を結んだものと評価できる。

3-4 問題点および問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

本プロジェクトにおいては、抵当法の起草スケジュールに関する想定の違いや法令データベース支援における「セキュリティ診断」についての認識の相違等から、プロジェクト実施中にさまざまな予期せぬ困難が生じた。法整備支援とは相手側の制度改革に働きかける支援であることから、相手側の政策変更に応じた柔軟な対応が必要となることが避けられないが、プロジェクト開始にあたり、最新の情報に基づいて、事前調査時に策定した活動計画を適宜見直すことや、テクニカルチームについての内容を慎重に確認することにより、実施中に生じた困難はある程度回避することが可能であったと思われる。

(2) 実施プロセスに関すること

本プロジェクト実施中に行われたプロジェクトデザインの変更は、活動内容の整理・活性化に資するものであったが、PDMの記載内容と実際のプロジェクト活動に齟齬が生じている期間がやや長期間にわたった。法整備支援においては、プロジェクトデザインの変更が生じることは避けられないが、デザインの変更を適時に的確に行うためには、長期専門家、国内支援委員会、JICAおよびカウンターパート機関の間で、プロジェクトの進捗や活動計画に関する認識が共有されていることが不可欠であるところ、これら関係者間において、日常的な情報共有をさらに密にすることに加え、プロジェクト全体の進め方について認識を共有する機会を意識的につくるのが、プロジェクトマネジメント上重要となろう。このうち、後者のような機会を持つためには、プロジェクトの進捗を日常的にモニターするJICA現地事務所の役割に加え、JICA本部から俯瞰的な視点を提供することが必要であろう。本プロジェクトにおいては、プロジェクト期間の後半からJICA現地事務所とJICA本部との協働が本格化した。初期の段階からこの協働が行われることが望ましかったといえよう。

3-5 結論

結論として、法令データベースの公開は済んでおり、また、抵当法解説書の発刊が間近に迫っていることから、「法令データベース」および「民事法令」については、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標を達成する見込みであることが確認された。一方、「行政法令」についてはその準備は進められているものの、行政手続法案の国会通過が遅れているため、下位法令草案のファイナライズ作業や広報活動ができず、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標の達成が見込めないことが確認された。したがって、本調査団は下記「3-7」に記載するのとおり、プロジェクト期間の延長を提言する。

3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

行政手続法について支援を継続する必要があるため、本プロジェクトの期間を2008年12月末日まで約5か月半延長し、2008年12月末日までに行政手続法が国会を通過した場合には、下位法令のファイナライズ作業や広報等の活動を支援するため、本プロジェクトの期間を2009年3月末日まで延長することが妥当と考えられる。

3-7 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

法整備支援は、制度変化への支援を通じ、政策変更を働きかける支援である。このような制度整備にかかる支援の効果発現には時間を要し、また相手国のオーナーシップがなければ目的を達成できない。この点、本プロジェクトの実施過程において、長期専門家や国内支援委員の尽力により、ウズベキスタン司法省の一部にオーナーシップの意識が高まり、制度改善へのイニシアチブが見られるようになってきている。もちろん、このイニシアチブが人員の異動等に左右されずに司法省全体として主流をなしていくかについては推移を注意深く見守る必要があるが、本プロジェクトを通じウズベキスタン司法省に気づきが生じ、改革への萌芽が見られたことは積極的に評価すべきであり、この動きをファシリテートすることは重要であるものと考えられる。

また、これも長期専門家や国内支援委員の尽力の賜物であるが、ウズベキスタン司法省とは、相互の信頼のもと、良好な関係が構築されている。

これらにかんがみると、今後の支援の方向性として、ウズベキスタンにおける政策変化の動きに留意しつつ、本プロジェクトの成果をより発展させていく方向での支援も検討の対象となりえよう。

第1章 終了時評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

ウズベキスタン共和国（以下、「ウズベキスタン」と記す）では持続的な経済発展のため、市場経済化をより一層進めることが不可欠であり、その基盤整備となる法整備について具体的な取り組みを行っている。しかしながら、十分な知識を有しているとは言い難い状況にあるため、依然として先進諸国からの知的支援を必要としている。

ウズベキスタンにおける企業活動の発展を法制度的に阻害している問題として、多量の下位法令と法令間の矛盾、市場経済発展に必要な基本的法制度における不備、不透明な手続と不適切な干渉があると指摘されている。

こうしたなか、ウズベキスタンの経済発展に資する法整備策として特にニーズの高い、行政手続法の制定、民事法令の改善、法令データベース開発支援を目的として、企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）の要請が同国政府より提出され、2005年10月から3年間の協力期間でプロジェクトが開始された。

本プロジェクトは「法令データベースが公開され、中小企業活動を保証する法令が整備され、かつ運用が改善される」という目標を掲げ、法整備を行うことで上述の法的阻害要因を除去し、企業活動発展の条件強化をめざしており、プロジェクトの活動として「法令データベースの公開」「行政手続法および抵当法の起草・運用」にかかる支援を行ってきた。

今般、プロジェクト開始から2年半以上が経過し、まもなくプロジェクト協力期間が終了を迎えるにあたり、これまでの進捗、成果と目標達成度を確認し、プロジェクトの評価を行うとともに、プロジェクト協力期間終了後の対応の検討、および今後の類似プロジェクトへの教訓を提言することを目的として終了時評価調査団を派遣することとなった。

1-2 調査団の構成

担 当	氏 名	所 属
総括	西宮 宜昭	JICAウズベキスタン事務所所長
民事法令、行政法令および法令データベース	市橋 克哉	名古屋大学大学院法学研究科教授
法整備支援	佐藤 直史	JICA国際協力専門員・弁護士
協力計画	高坂 宗夫	JICAウズベキスタン事務所所員
評価分析	竹内 麻衣子	JICA公共政策部法・司法課兼行政機能課職員
通訳	香取 潤	財団法人日本国際協力センター

1-3 調査期間

2008年7月8日（火）～7月16日（水）。

詳細な日程は付属資料1のとおり。

1-4 主要面談者

付属資料2参照。

第2章 評価の方法

本調査団は、本プロジェクトのカウンターパート機関である司法省の関係部局職員、国内支援委員会委員、長期専門家等との間で、協議、意見交換、情報収集等を行い、本プロジェクトの実績、進捗状況および今後の計画に関し確認、合意した。

本プロジェクトについては、プロジェクト形成段階に想定していた活動内容がウズベキスタン側の事情により変更を必要としたため、プロジェクト期間中にProject Design Matrix (PDM) の見直しが行われた。そのため、本調査団は、本プロジェクトの実績および進捗状況の確認を、2008年3月の改訂PDM（附属資料5のPDM Ver.2）をベースに行った。特に、プロジェクト目標の達成度の評価は、PDM Ver.2に規定された指標に従って評価した。

また、本プロジェクトは「法令データベース」「民事法令」および「行政法令」の3つのコンポーネントから構成されているところ、それぞれが円滑な企業活動を推進するための必要な環境整備であるがために一つのプロジェクトを形成しているものの、3つのコンポーネントの活動は独立していることから、本調査団においては、それぞれの実績および進捗状況につき、コンポーネントごとに評価を行った。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 成果の達成状況

各コンポーネントの実績および進捗状況は以下のとおり。

(1) 法令データベース

データベース関連機材の供与、本邦研修によるネットワークおよびセキュリティ管理にかかる技術者の育成がなされ、2007年7月に法令データベースが公開された。

(2) 行政法令

行政手続法に関し、起草を担当する法案起草委員会と日本側専門家との意見交換等により、国会で審議中の草案は中小企業が活動しやすくなる内容となっており、間もなく成立することが見込まれている。法律が成立したあとの執行メカニズムの構築も本プロジェクトの重要な内容であり、司法省と日本側専門家の共同作業により、下位法令起草等の準備が進んでいる。ただし、行政手続法の採択が当初の想定より大幅に遅れているため、法律が確定してから行うべき下位法令のファイナライズ作業や広報等の活動が始められず、プロジェクト期間内にはこれら活動が終了しない見込みである。

(3) 民事法令

プロジェクト形成段階において想定していた抵当法の起草支援に関しては、プロジェクト開始時点ですでに法案が国会に上程されていたため、法案起草に対する本プロジェクトの関与は当初の想定より少ないものとなった。しかしながら、成立した抵当法の理解を促進するための活動については、抵当法の解説書の作成が司法省と日本人専門家の共同作業で進められており、本プロジェクトの期間中に発刊が予定されている。

さらに、JICAはPDMの成果に関連する活動として、司法省の民法担保編の改正作業に対する支援も行っているところであり、民法担保編の改正草案は本プロジェクトの期間中に完成する見込みである。

3-2 プロジェクト目標の達成状況

本終了時評価調査においては、プロジェクト目標「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される」については、同目標の指標である「法令データベースが法令情報を広く社会に提供しているか」「行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法および行政手続法）が中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか」「抵当法が中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか」という3つの側面で達成度を評価した。

この評価方法によると、法令データベースの公開は済んでおり、また、抵当法解説書の発刊が間近に迫っていることから、「法令データベース」および「民事法令」については、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標を達成する見込みであることが確認された。一方、「行政法令」については、行政手続法案の国会通過が遅れているため、その準備は進められているものの、下位法令草案のファイナライズ作業や広報活動を行うことができておらず、本プロジェクトの期間内

にプロジェクト目標の達成が見込めないことが確認された。

3-3 実施プロセスの確認

法令データベースはプロジェクトにおいて必要な措置を取った結果、公開された。行政法令分野については、日本側ワーキンググループとウズベキスタン側ワーキンググループが共同して、行政手続法の制定前に同法の執行メカニズムの構築にかかる支援を行うなど、状況の変化に応じて活動の軌道修正を行った。民事法令分野については、抵当法が当初の予想より早く制定されたため、プロジェクト活動は法案起草から解説書作成にシフトした。なお、これらの軌道修正はプロジェクト活動の円滑な実施に貢献した。

また、日本側とウズベキスタン側の共同作業は、各分野において、司法省職員の能力向上に効果的であった。

各分野の実施プロセスについては以下のとおり。

(1) 法令データベース

ウズベキスタン側ワーキンググループが日本を訪問し、本邦研修によってネットワークおよびセキュリティ管理にかかる技術を習得した。他方、日本人短期専門家がウズベキスタンを訪問し、セキュリティ管理にかかる意見交換を行った。上記共同作業は、司法省職員の能力向上に貢献した。

(2) 行政法令

行政手続法について、日本人短期専門家および長期専門家は、法案起草委員会と法案について共同で内容を見直し意見交換を行ったほか、ウズベキスタン側ワーキンググループと共同で行政手続法実施大綱コンセプトペーパー（案）を作成した。また、本邦研修を活用し、ウズベキスタン側ワーキンググループと日本側ワーキンググループとの共同作業により、日本の経験を参照しつつ、行政手続法施行活動計画（案）および聴聞規則（案）を作成した。上記共同作業は、司法省職員の行政手続法および関連法令にかかる理解の向上に貢献した。

(3) 民事法令

抵当法解説書について、ウズベキスタン側作成部分については、ウズベキスタン側ワーキンググループが作成したドラフトについて、日本側ワーキンググループがコメントし、同コメントを反映してウズベキスタン側ワーキンググループがドラフトを修正し、その後共同で最終版を作成した。また、日本側作成部分については、日本側ワーキンググループが作成したドラフトにウズベキスタン側ワーキンググループがコメントし、同コメントを反映して日本側ワーキンググループがドラフトを修正した。上記作業は日本人短期専門家の派遣および研修員の本邦受入れを通じて行われた。上記共同作業は、抵当法解説書の内容改善に貢献した。

第4章 評価結果

4-1 5項目評価

(1) 妥当性

ウズベキスタンのPRSP（当地名称は“Welfare Improvement Strategy”）において民間セクター、企業家の育成は重点分野とされており、本プロジェクトとウズベキスタンの開発政策との整合性は確保されている。また、我が国の対ウズベキスタン国別援助計画では、重点課題の一つとして「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」をあげ、その中で「民間セクターから見て透明性、公平性の高い行政システムの構築」を目標としており、日本の援助政策とも整合性は高い。本プロジェクトは3つのコンポーネントから構成されているが、法令データベースが企業活動の基礎インフラとして企業活動に関する法令情報を広く公開し、行政手続法によって企業活動のための透明、公正な手続を保障し、抵当法が企業活動の活発化のために資金調達環境を整えるという点で、これら3つのコンポーネントを実施することによって企業活動の強化が可能となるというプロジェクトデザインとなっている。

(2) 有効性

プロジェクト目標の達成のためには、司法省の担当者の、「法令データベース」「行政法令」および「民事法令」の3分野それぞれに関する能力向上が欠かせないところ、本プロジェクトで行った共同作業により人材育成がなされたことは、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。

また法令データベースについて、司法省が実施した普及・広報活動は、「法令データベースが広く公開される」ために有益であった。

(3) 効率性

投入の質、量、タイミングについては、日本側、ウズベキスタン側ともおおむね適切になされた。ただし、抵当法に関しては、開始当初カウンターパートの多忙によって、連絡調整がスムーズに行われなかった部分があり、意思疎通に時間と労力を要したが、2007年以降人員体制が強化され、効率性も上がった。

(4) インパクト

プラス面のインパクトとしては、法令データベースの公開により、膨大な法令情報に自由にアクセスし、必要な情報を検索することが可能となった。また、関連条文も簡単に参照することが可能となったことから、法令間の齟齬や法令の規定のない空白部分が明らかとなってきたことがあげられる。また、抵当法解説書の作成においては利用者が理解しやすい表を入れるなどの工夫を行っており、他の法律の解説書を作成する際にもこの方法を利用している。行政手続法については、現在上院に上程中のため、まだ明確なインパクトは発現していない。

一方、マイナス面のインパクトは確認されておらず、今後も生じる可能性は低いと考えられる。

(5) 自立発展性

法令データベースに関しては、維持管理にかかる費用回収のため、2009年1月より一部の情報（法律および大統領令以外の法令情報）を有料化する予定であるが、必要経費を賄うための料金設定等が十分に精査されておらず、必要な運営費が確保できるか懸念される。行政手続法については、行政手続法施行活動計画案（アクションプラン）がすでに作成され、行政手続法の国会通過後に承認される予定となっており、法律の制定後に取りべき手段について理解が進んでいることから、法律が適切に運用されていくことが期待できる。抵当法解説書については、2008年8月末に出版が予定されており、その後の司法省内、関係省庁、大学等への配布プランが作成されていること、また法のリテラシーの向上、広報活動は司法省の本来業務として認識されていることから、出版後、適切に配布・普及が進むことが見込まれる。

4-2 結 論

結論として、法令データベースの公開は済んでおり、また、抵当法解説書の発刊が間近に迫っていることから、「法令データベース」および「民事法令」については、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標を達成する見込みであることが確認された。一方、「行政法令」については、行政手続法案の国会通過が遅れているため、その準備は進められているものの、下位法令草案のファイナライズ作業や広報活動を行うことができておらず、本プロジェクトの期間内にプロジェクト目標の達成が見込めないことが確認された。したがって、本調査団は第5章に記載するとおり、プロジェクト期間の延長を提言する。

第5章 提 言

5-1 プロジェクトの延長に関する提言

行政手続法について支援を継続する必要があるため、本プロジェクトの期間を2008年12月末日まで延長し、それまでに行政手続法が国会を通過した場合には、下位法令のファイナライズ作業や広報等の活動を支援するため、本プロジェクトの期間を2009年3月末日まで延長することが妥当と考えられる。

5-2 ウズベキスタンにおける法整備支援の方向性

法整備支援は、制度変化への支援を通じ、政策変更を働きかける支援である。このような制度整備にかかる支援の効果発現には時間を要し、また相手国のオーナーシップがなければ目的を達成できない。この点、本プロジェクトの実施過程において、長期専門家や国内支援委員の尽力により、ウズベキスタン司法省の一部にオーナーシップの意識が高まり、制度改善へのイニシアチブが見られるようになっている。もちろん、このイニシアチブが人員の異動等に左右されずに司法省全体として主流をなしていくかについては推移を注意深く見守る必要があるが、本プロジェクトを通じウズベキスタン司法省に気づきが生じ、改革への萌芽が見られたことは積極的に評価すべきであり、この動きをファシリテートすることは重要であるものと考えられる。

また、これも長期専門家や国内支援委員の尽力の賜物であるが、ウズベキスタン司法省とは、相互の信頼のもと、良好な関係が構築されている。

これらにかんがみると、今後の支援の方向性として、ウズベキスタンにおける政策変化の動きに留意しつつ、本プロジェクトの成果をより発展させていく方向での支援も検討の対象となりえよう。

第6章 教訓

(1) プロジェクトの開始にあたっての留意点

本プロジェクトにおいては、抵当法の起草スケジュールに関する想定の違いや法令データベース支援における「セキュリティ診断」についての認識の相違等から、プロジェクト実施中に様々な予期せぬ困難が生じた。あとに述べるように、法整備支援とは相手側の制度改革に働きかける支援であることから、相手側の政策変更に応じた柔軟な対応が必要となることは避けられないが、プロジェクト開始にあたり、プロジェクトの事前評価調査の時点以降に生じた事項を含む最新の情報に基づいて、事前評価調査時に策定した活動計画を適宜見直すことや、テクニカルチーム（例えば、「セキュリティ診断」）の内容を関係者間において慎重に確認すること（別プロジェクトであるが、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」においても、「注釈書」という言葉の認識の齟齬がプロジェクト運営に困難をもたらしたという教訓がある。）により、本プロジェクトの実施中に生じた困難はある程度回避することが可能であったと思われる。このような点は、他のプロジェクトの策定や運営においても留意しなければならない。

(2) プロジェクトのマネジメント

本プロジェクト実施中に行われたプロジェクトデザインの変更は、活動内容の整理・活性化に資するものであったが、PDMの記載内容と実際のプロジェクト活動に齟齬が生じている期間がやや長期間にわたった。法整備支援においてはプロジェクトデザインの変更が生じることは避けられないが（後述のとおり、むしろポジティブに捉えるべき場合も多い。）、デザインの変更を適時に的確に行うためには、長期専門家、国内支援委員会、JICAおよびカウンターパート機関の間で、プロジェクトの進捗や活動計画に関する認識が共有されていることが不可欠であるところ、これらの関係者間において、日常的な情報共有をさらに密にすることに加え、プロジェクト全体の進め方について認識を共有する機会を意識的につくること、プロジェクトマネジメント上重要となろう。このうち、後者のような機会を持つためには、プロジェクトの進捗を日常的にモニターするJICA現地事務所の役割に加え、JICA本部から俯瞰的な視点を提供することが必要であろう。本プロジェクト（在外事務所主管案件）においては、プロジェクト期間の後半からJICA現地事務所とJICA本部との協働が本格化した、初期の段階から十分な協働が行われることが望ましかったといえよう。

(3) 共同作業によるキャパシティ・デベロップメント

本プロジェクトの目標が達成され、成果がプロジェクト期間終了後も発展していくためには、司法省の担当者の能力向上が欠かせないところ、本プロジェクトの各コンポーネントにおいて行われた、ウズベキスタン側カウンターパートと国内支援委員会委員・長期専門家による共同作業は、司法省担当者のキャパシティ・デベロップメントに大きく貢献することとなった。法整備支援においてもキャパシティ・デベロップメントは不可欠な要素であるが、この評価にあたっては定量的な評価は困難であり、プロジェクト開始時の状況と終了時評価調査時の状況を比較することなどにより定性的に判断せざるを得ない。本プロジェクトにおいては、例えばプロジェクト開始時に行政手続についての知識が全くなかった司法省職員が、

本調査団のインタビューに対し、下位法令等の執行メカニズムの整備についての的確な認識を示すなど、プロジェクト開始時点と比較して、司法省職員のキャパシティの向上が十分に認められた。このキャパシティの向上は、国内支援委員および長期専門家がウズベキスタン側と一緒に考えるという姿勢を示し続け、これに応える形でカウンターパートが自らの頭で考え、自らの手を動かした結果であり、共同作業という地道な努力が身を結んだものと評価できる。

さらに、特筆すべき点として次の2点があげられる。

第一に、これらカウンターパートを研修のスキームで日本に呼び、日本国内において国内支援委員・専門家と集中的な議論、共同で成果物ドラフト作成を行った点である。第二に、実際に施行される予定の法律案を扱ったため、自ずとカウンターパートの意識に責任感と緊張感を与えた点である。これらの方法がカウンターパートのキャパシティ・デベロップメントにかなり効果的であったと思われる。

(4) 政策変化に対する柔軟な対応

本プロジェクトを含め、法整備支援においては、相手国の政策に応じてプロジェクトを柔軟に実施する必要があるところ、本プロジェクトにおいては相手国の政策変化に対し柔軟な対応を行っており、これが成果の達成に貢献した。

法整備支援においては、プロジェクト実施中、「政策（施策）の具体化・変化に向けた動き」を的確に知覚し、その動きにプロジェクト自体を適合させていくことが重要となる。法整備支援プロジェクトでは、カウンターパートが政策決定機関（または政策の具体化について大きな裁量を有する機関）であるうえ、支援対象が「政策または施策の決定・改善・変更」であるがゆえに、プロジェクト期間中に政策（施策）が具体化し、変化していくことが、プロジェクトにそもそも内在している。言い換えれば、法整備支援プロジェクトは、「政策（施策）を具体化し、変化させること（またはこれに影響を与えること）」自体を目的としているといえるのであり、この目的を達成するためには、プロジェクト実施中に「政策（施策）の具体化・変化」の動きを見定め、それをファシリテートすることが必要となる。さらに、法整備支援が制度変化を通じて政策の変化に働きかける支援であることから、プロジェクト実施中の相手国の政策変化は、むしろ歓迎すべきことであるとさえいえるのである。

本プロジェクトにおいて、例えば抵当法運用のための解説書作成支援に加えて、民法担保編の改正支援を行ったことは、相手側の政策変更適切に対応したものと評価できる。さらに、カウンターパートからこの追加支援の要請があったことは、日本の支援の有用性をウズベキスタン側が評価した証左であり、本プロジェクト関係者がウズベキスタン側からの信頼を勝ち得た結果であるといえよう。

もちろん、ODAの一環として技術協力プロジェクトの枠組みで法整備支援を行う際には、当該国における全体の援助計画と齟齬が生じないことはもとより、非効率な投入が行われることのないようPDMに基づいて協力を実施することが求められる。しかし、ソフト型の協力一般に言えることではあるが、特に法整備支援プロジェクトにおいては、PDMにおける「成果」や「活動」がプロジェクトの時間的経緯、途中経過等の影響を受け変化していくものであることを認識し、プロジェクトの成果を相手国に根付かせるための活動については柔軟に対応していくことが望まれよう。なお、このような柔軟な対応については、PDMの改定とい

う形でカウンターパートと認識を共有化しなければならないことは言うまでもない。そのような共通認識があってこそプロジェクトの成果が根付いていくのであり、当然留意が必要である。

付 属 資 料

1. 調査日程
2. 主要面談者
3. プロジェクト実施体制図
4. PDM Ver. 1
5. PDM Ver. 2
6. ミニッツ
7. 達成度グリッド
8. 評価グリッド
9. 質問票および回答

1. 調査日程

日	時	内 容	場 所
7/8 (火)	20 : 30	成田発ソウル経由タシケント着 (OZ573)	
7/9 (水)	09 : 00 11 : 30 15 : 00	打合せ キックオフミーティング インタビュー (全体)	JICA 事務所 司法省 司法省
7/10 (木)	10 : 00 15 : 00	インタビュー (法令データベース) インタビュー (行政手続法)	司法省 司法省
7/11 (金)	10 : 00 17 : 00	インタビュー (民事法令) UNDP との打合せ	司法省 UNDP
7/12 (土)		団内打合せ、ミニッツ作成	
7/13 (日)		団内打合せ、ミニッツ作成	
7/14 (月)	10 : 00 15 : 00	調査結果およびミニッツ案の説明 打合せ	司法省 最高経済裁判所
7/15 (火)	10 : 00 16 : 00 10 : 30	ミニッツ協議・署名 表敬・報告 タシケント発 (OZ574)	司法省 日本大使館
7/16 (水)		ソウル経由成田着	

2. 主要面談者

司法省

Mr. Esemurat KANYAZOV	Deputy Minister
Mr. Nodirjon JURAEV	Head of Department of Economic Legislation
Ms. Nilufar SAIDAHMETOVA	Senior Consultant of the Department of Economic Legislation
Mr. Azizhon AHMEDOV	Leading Consultant of the Department of Economic Legislation
Mr. Davronbek AHMEDOV	Leading Consultant of the International Department
Mr. Shuhrat YAMINOV	Director of the Center of Legal Information on Technical Issues
Mr. Jalolliddin IBRAGIMOV	Section Chief of the Center of Legal Information
Mr. Nusratbek TOYCHIEV	Head of Department of Administrative and Social Legislation
Mr. Shuhrat MAMADJANOV	Senior Consultant of the Department of Administrative and Social Legislation
Mr. Gulomjon RADJABOV	Leading Consultant of the Department of Administrative and Social Legislation

UNDP

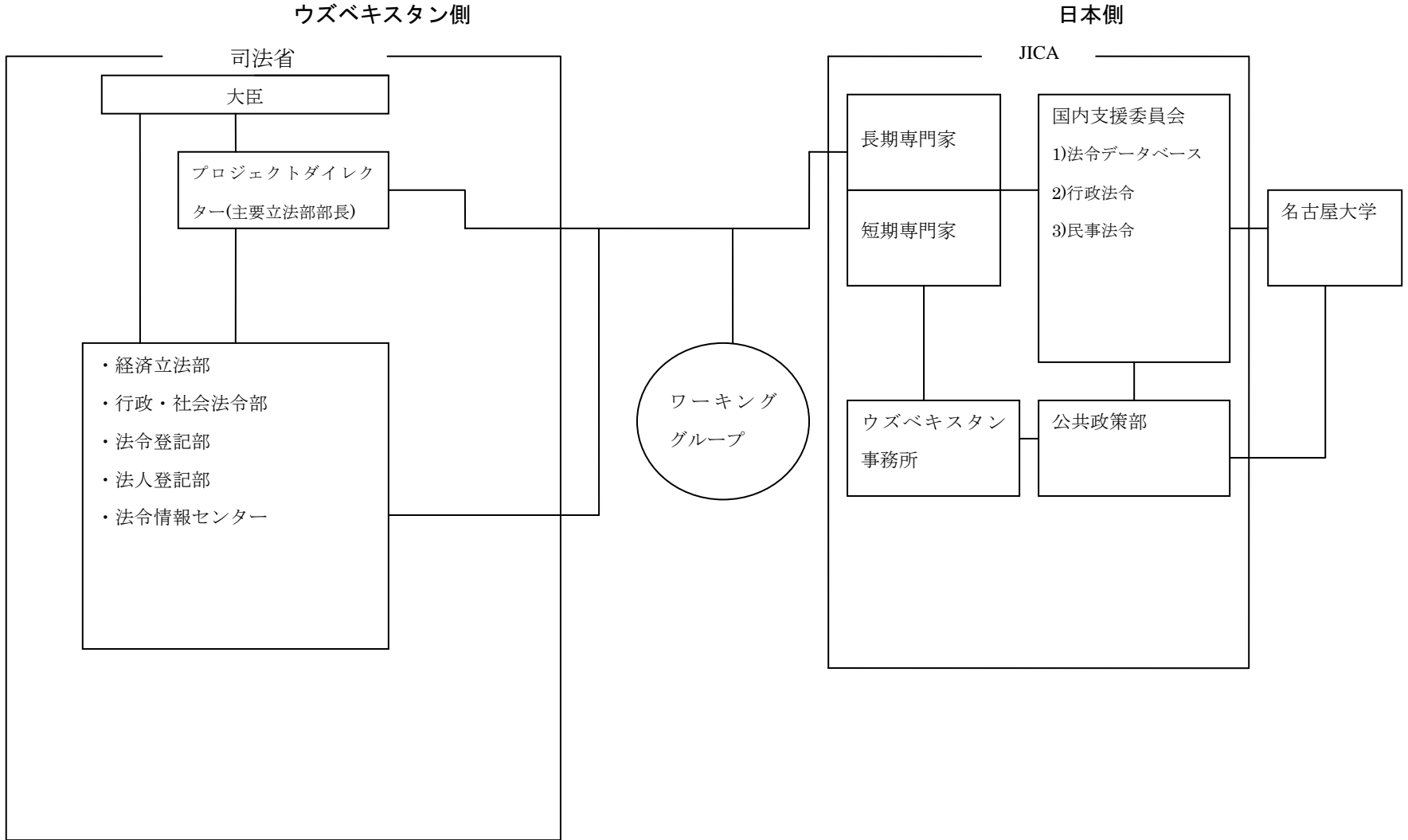
Ms. Aziza UMAROVA	Head of Good Governance Unit/Program Officer
Ms. Marina TEN	Program Specialist

日本大使館

砂原 龍夫氏	一等書記官
--------	-------

企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト

桑原 尚子氏	長期専門家
--------	-------



4. PDM Ver. 1

プロジェクト名：ウズベキスタン法整備支援プロジェクト(ULTAP: Uzbekistan Legal Technical Assistance Project)

実施機関：ウズベキスタン司法省、JICA

実施時期：3年間（平成17年10月から平成20年9月）

作成時期：平成17年9月

プロジェクトの要約	指標	指標の入手手段	外部条件
(スーパーゴール) 法整備を通じて、企業活動の発展の条件を強化する。			法律の制定・改廃・運用・執行に影響を及ぼす経済社会システムの変化が生じない。
(上位目標) 市場経済の基本的な法制度が改善される。			
(プロジェクト目標) 法令データベースが公開され、中小業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。			
(成果) 1-1 法令データベースが公開され、法令情報が広く社会に提供される。	1-1 法令データベースの外部アクセス		司法省の実施計画の大枠に変更が生じない。
1-2 モニター評価に基づき、法令データベースの改善が着手される。	1-2 モニター評価	外部モニター（商工会議所・弁護士会・行政機関・研究機関）	
2-1 行政手続法草案が改善される。	2-1 国会に提出された草案	2-1 大臣会議	
2-2 行政手続法が制定される。	2-2 国会で制定された法律	2-2 国会	
2-3 行政手続法が中小企業関係分野において実際に適用される。	2-3 許認可の運用	2-3 中小企業関係法令所管官庁	
2-4 2-3 の実際の運用結果をふまえた行政手続法の改善に着手する。	2-4 ワーキンググループの設置と提案	2-4 司法省など	
3-1 担保抵当法草案が改善される。	3-1 国会に提出された草案	3-1 大臣会議・司法省	
3-2 担保抵当法が制定される。	3-2 国会で制定された法律	3-2 国会	
3-3 担保抵当法が実際に機能するための関連制度（登記など）の整備に着手する。	3-3 担保抵当制度の運用	3-3 商工会議所・銀行	
3-4 3-3 の実際の運用結果をふまえた担保抵当法の改善に着手する。			

<p>(活動)</p> <p>1-1 (2005 年下半年) 機材 供与</p> <p>1-2-1 (2006 年上半年) データベースの公開</p> <p>1-2-2 データベースソフ トウェアの更新</p> <p>1-3 データベースシステ ムマネージャー人材育成</p> <p>1-4 モニターグループの 設置と委託契約</p> <p>1-5 法令データベースの プログラム改善</p> <p>2-1-1 (2006 上半年) 国会 上程前の行政手続法草案 の検討及び改善意見の取 りまとめと司法省への提 案</p> <p>2-1-2 (2006 下半年) 国会 審議に合わせた行政手続 法案の検討及び改善意見 の取りまとめと司法省へ の提案</p> <p>2-1-3 (2006 上半年～下 半年) 行政手続法の施行に 向けた関係法令のマッチ ング及び整備に関する作 業 (司法省法令データベー スの活用)</p> <p>2-2 (2007 上半年) 行政手続法施行に向けた 実施大綱の作成提案 (司法 省法令データベースの活 用)</p> <p>2-3 (2007 上半年～下半 期) 中小企業分野における 許認可手続きを行政手続 法に適合的かどうかのモ ニタリング (LC)</p> <p>2-4 (2007 下半年～2008 上半年) 関係部署公務員 向きの「運用の手引き」と 中小企業者向きの「行政手 続法活用マニュアル」の作 成</p>	<p>(投入)</p> <p>(活動全体に関するもの)</p> <p>日本側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家 2 名 (2005 年下半年～: 1 名、2006 年 下半年～: 1 名) <p>ウズベキスタン側</p> <ul style="list-style-type: none"> a. オフィス及びその他の施 設 b. 司法省のフルタイムカウ ンターパート c. 司法省問題別ワーキング グループの設置、プロジェ クト推進委員会の設置 <p>(個別分野の活動に関するもの)</p> <p>1-1 (2005 年下半年) 機材 供与</p> <p>1-2-a (2006 上半年) カウ ンターパート研修 (DB、 インターフェース、セキュ リティ: 2 名×3 ヶ月×1 回)</p> <p>2-1-1、2-1-2、2-2 (2006 上半年～2007 上半年)、2-3 (2007 下半年)、2-4 (2007 下半年～2008 上半年) ワ ーキンググループの設置</p> <p>2-1-3、2-2、2-3、2-4 ロ ーカルコンサルタント (及 び短期専門家: 1 名×1 週 間×6 回)</p>		<p>司法省のカウンターパート が責任をもって継続的に存 在する。</p> <p>(前提条件) 司法省が本プロジェクトを サポートする。</p>
---	---	--	--

<p>3-1 (2005 下半年～2006 上半期) 国会審議に合わせた担保抵当法案の検討及び改善意見の取りまとめと司法省への提案</p> <p>3-2 (2006 下半年) 中小企業分野における担保抵当法の運用・活用状況調査 (LC+短専)</p> <p>3-3 (2007 上半期) 関連制度及びその運用調査 (LC+短専)</p> <p>3-4 (2008 上半期～下半年) 3-2、3-3 に基づく担保抵当法の運用の点検及びその結果に基づく制度整備の検討 (LC+短専)</p>	<p>3-1 (2005 下半年～2006 上半期)、3-2、3-3 (2006 下半年～2007 上半期)、3-4 (2007 下半年～2008 上半期) ワーキンググループの設置</p> <p>3-2、3-3、3-4 ローカルコンサルタント (及び短期専門家 : 1 名×1 週間×6 回)</p>		
---	---	--	--

5. PDM Ver. 2

プロジェクト名：企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト

(Legal Assistance for Improvement of the Conditions for Development of Private Businesses)

実施機関：ウズベキスタン司法省、JICA

実施時期：3年間（平成17年10月から平成20年9月31日）

プロジェクトの要約	指標	指標の入手手段	外部条件
(上位目標) 市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。	市場経済の発展を促進する民商事関連法、経済関連法及び行政関連法の整備状況（市場経済の発展を促進する方向で整備されているか。） 民商事関連法、経済関連法及び行政関連法の運用状況（市場経済の発展を促進する方向で整備されているか。）	法令集(法令データベース) カウンターパートに対するインタビュー 民間セクターに対するインタビュー	法律の制定・改廃・運用・執行に影響を及ぼす経済社会システムの変化が生じない。
(プロジェクト目標) 法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。	法令データベースは、法令情報を広く社会に提供しているか。 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）が、中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか。 抵当法が、中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか。	法令データベースの内容及びアクセス記録 法令集 省庁規則 聴聞適用件数 抵当法利用に関するカウンターパートへのインタビュー	行政手続法及び抵当法以外の市場経済の発展を促進する法律・制度が適切に整備され、運用される。
(成果) 1-1 法令データベースが公開される。	1-1 法令データベースが公開されたか。	法令データベース	
1-2 法令データベースの維持管理が行われる。	1-2 法令データベースの安定的維持及び市民の法令データベースへのアクセスのために体系的・技術的な維持管理が行われたか。	ログ記録、インタビュー	
2-1 行政手続関連法(行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法)の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。	2-1 国会に提出された草案の条文の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容か。	国会に提出された草案	国会に提出された草案が、中小企業の活動を阻害する内容に修正されない。 行政手続関連法のほか、中小企業の活動を保証する法令・制度が適切に整備され、運用される。

2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱及び聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。	2-2 準備された草案の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容となっているか。	準備された草案	実施大綱及び聴聞規則モデルその他プロジェクトの枠組みで起草した執行規則以外の、行政関連手続法の適用に必要な法令・規則等が適切に整備され、運用される。
2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。	2-3 中小企業向きの行政手続法パンフレットが準備されたか。セミナーが開催されたか。	中小企業向き行政手続法パンフレット；セミナー開催記録	
2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。	2-4 公務員向きの手引書が準備されたか。セミナーが開催されたか。	公務員向きの手引書；セミナー開催記録	
3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。	3-1 国会に提出された草案の条文の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容となっているか。	国会に提出された草案	国会に提出された草案が、中小企業の活動を阻害する内容に修正されない。抵当法以外の、中小企業の活動を保証する法令・制度が適切に整備され、運用される。
3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。	3-2 抵当法に関する解説書の作成過程において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識されたか。	解説書の作成過程についてのカウンターパートに対するインタビュー	

<p>(活動)</p> <p>1-1-(1) 法令データベース用の機材を供与する。</p> <p>1-1-(2) 法令データベース公開のために改善策を提案する。</p> <p>1-2-(1) 法令データベースシステムマネージャー人材育成のための国別研修を実施する。</p> <p>1-2-(2) 法令データベース安定運用のための方策を提案する。</p> <p>2-1-(1)a 国会上程前の行政手続関連法(行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法)草案を検討する。</p> <p>2-1-(1)b 改善意見を取りまとめる。</p> <p>2-1-(1)c 関係機関へ提案を行う。</p> <p>2-1-(2) 私企業分野における許認可手続きを許認可法、許認可手続法および行政手続法に適合的かどうかのモニタリングを行う。</p> <p>2-1-(3) 行政手続の施行に向けた関係法令のマッチング及び整備に関する作業を提案(司法省法令データベースの活用)する。</p> <p>2-2-(1) 行政手続制度(行政処罰法、許認可手続法および行政手続法)施行に向けた実施大綱の作成を提案(司法省法令データベースの活用)する。</p> <p>2-2-(2) 聴聞規則モデル(案)の作成に関する国別研修を実施する。</p> <p>2-2-(3) 2-2-(2)国別研修成果をセミナーで報告する。</p> <p>2-2-(4) 聴聞規則モデル</p>	<p>(投入)</p> <p>I: 活動全体に関するもの</p> <p>A. 日本側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家 2名(2005年下半期～:1名、2007年～:1名) <p>B. ウズベキスタン側</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)オフィス及びその他の施設 (2)司法省のフルタイムカウンターパート (3)司法省問題別ワーキンググループの設置、プロジェクト推進委員会の設置 (4)プロジェクト運営費用 <p>(個別分野の活動に関するもの)</p> <p>1.法令データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 司法省および日本でのワーキンググループの設置 B. 機材供与 <ul style="list-style-type: none"> a. 活動 1-1-(1) C. 国別研修(DB、インターフェース、セキュリティ:2名×3ヶ月×1回) <ul style="list-style-type: none"> a. 活動 1-2-(1) D. 短期専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> a. 活動 1-1-(2) b. 活動 1-2-(2) <p>2.行政手続法</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 司法省および日本でのワーキンググループの設置 B. 国別研修(行政手続法の施行方法) C. 短期専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> a. 活動 2-1-(1)(c) b. 活動 2-1-(2) c. 活動 2-1-(3) d. 活動 2-2-(1) e. 活動 2-2-(4) 		<p>(前提条件)</p> <p>司法省のカウンターパートおよびJICAがプロジェクト運営に責任を負い、かつ投入を行う。</p>
---	--	--	--

<p>(案)を行政手続法に従って修正する。</p> <p>2-2-(5) 行政手続法を施行するのに必要な執行規則を提案する。</p> <p>2-2-(6) 行政手続法を施行するのに必要な様式案の作成を提案する。</p> <p>2-2-(7) 司法省モデル（執行規則及び様式）宣伝又は普及のためのワークショップを関係省庁向けに開催する。</p> <p>2-3-(1) 中小企業向き行政手続法パンフレットを作成し、企業関係機関へ配布する</p> <p>2-3-(2) 中小企業向き行政手続法パンフレットを使用した行政手続法教授のためのセミナーを開催する。</p> <p>2-4-(1)a 公務員向き行政手続法パンフレット、関係部署公務員向き手引書及び同手引書を教授するための教科書を作成する。</p> <p>2-4-(1)b 2-4-(1)a で作成した教科書を用いて、司法省において、関係部署公務員向き手引書教授のためのセミナーを開催する。</p> <p>3-1-(1) 国会審議に合わせた担保抵当法案の検討及び改善意見を取りまとめ、協議する。</p> <p>3-1-(2) 中小企業分野における担保抵当法の運用・活用状況を調査する。</p> <p>3-1-(3) 登記その他担保抵当法関連制度及びその運用を調査する。</p> <p>3-2-(1) 抵当法解説書作成のためのワーキンググループを立ち上げる。</p>	<p>f. 活動 2-2-(5)</p> <p>g. 活動 2-2-(6)</p> <p>h. 活動 2-2-(7)</p> <p>i. 活動 2-3-(1)</p> <p>j. 活動 2-3-(2)</p> <p>k. 活動 2-4-(1)a</p> <p>l. 活動 2-4-(1)b</p> <p>D. ローカルコンサルタン ト</p> <p>a.活動 2-1-(1)</p> <p>b.活動 2-3-(1)、活動 2-3-(2)</p> <p>3. 担保抵当法</p> <p>A. 司法省および日本でのワーキンググループの設置</p> <p>B. 国別研修（抵当法解説書）</p> <p>C. 短期専門家派遣</p> <p>a. 活動 3-1-(2)</p> <p>b. 活動 3-1-(3)</p> <p>c. 活動 3-2-(3)</p> <p>d. 活動 3-2-(4)</p> <p>e. 活動 3-2-(5)</p> <p>D. ローカルコンサルタン ト</p> <p>a.活動 3-2-(1)、活動 3-2-(5)</p>		<p>2-2-(4) 行政手続法がプロジェクト終了の3ヶ月前に制定される。</p> <p>2-2-(5) 行政手続法がプロジェクト終了の3ヶ月前に制定される。</p> <p>2-2-(6) 行政手続法がプロジェクト終了の3ヶ月前に制定される。</p> <p>2-2-(7) 行政手続法がプロジェクト終了の6ヶ月前に制定される。</p> <p>2-3-(1) 行政手続法がプロジェクト終了の6ヶ月前に制定される。</p> <p>2-3-(2) 行政手続法がプロジェクト終了の6ヶ月前に制定される。</p> <p>2-4-(1)a 行政手続法がプロジェクト終了の6ヶ月前に制定される。</p> <p>2-4-(1)b 行政手続法がプロジェクト終了の6ヶ月前に制定される。</p>
---	--	--	---

<p>3-2-2) 抵当法解説書内容協議のための国別研修を行う。</p> <p>3-2-3) 抵当法解説書を出版する。</p> <p>3-2-4) 抵当利用者向き抵当法解説書普及のためのセミナーを開催する。</p> <p>3-2-5) 立法担当者向き抵当法解説書普及のためのセミナーを開催する。</p>			
---	--	--	--


**MINUTES OF MEETINGS BETWEEN
THE JAPANESE FINAL EVALUATION TEAM
AND
THE AUTHORITY CONCERNED OF THE REPUBLIC OF UZBEKISTAN
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT “LEGAL ASSISTANCE FOR IMPROVEMENT OF
CONDITIONS FOR DEVELOPMENT OF PRIVATE BUSINESSES”**

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as “the Japanese Team”), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Noriaki NISHIMIYA, Resident Representative, JICA Uzbekistan Office, visited the Republic of Uzbekistan from 8 July to 15 July, 2008 for the purpose of conducting the final evaluation on the achievement of the Japanese technical cooperation for the Project “Legal Assistance for Improvement of Conditions for Development of Private Businesses ” (hereinafter referred to as “the Project”) on the basis of the Record of Discussions signed in November, 2005 (hereinafter referred to as “R/D”) and the Minutes of Meetings signed on 31 March, 2008 (hereinafter referred to as “M/M”).

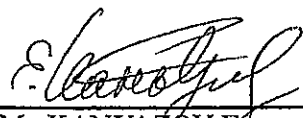
After the final evaluation of the Project, the Japanese Team exchanged the views with the authorities concerned of the Republic of Uzbekistan on the matters pertaining to the sustainable development of the outcomes of the Project.

As a result of the study and discussions, the both sides agreed upon to forward to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Tashkent, 15 July, 2008



Mr. Noriaki NISHIMIYA
Leader
Japanese Evaluation Team
JICA



Mr. KANYAZOV Ismurat Sultamuratovich
Deputy Minister
Ministry of Justice
Republic of Uzbekistan

ATTACHED DOCUMENT

1. Purpose and Method of Evaluation

1-1 Purposes of Final Evaluation

The purposes of the final evaluation are as follows:

- (1) To review the progress and the achievement of the activities of the Project that was planned based on R/D and other relevant materials;
- (2) To evaluate the Project from the viewpoints of "Five Evaluation Criteria" mentioned in 1-2-2 below;
- (3) To summarize the results of the evaluation and recommendations; and
- (4) Based on the results of the evaluation, to discuss the matters pertaining to the sustainable development of the outcomes of the Project.

1-2 Methodology of Evaluation

1-2-1 Method of Evaluation

The evaluation was conducted based on the "JICA Guidelines for the Project Evaluation, revised version of February 2004", JICA Guidelines follow mostly "the Principles for Evaluation of Development Assistance, 1991" issued by the Development Assistance Committee (DAC) of the Organization of Economic Cooperation and Development (OECD) and consist of three parts, namely:

- (1) Verification of the Project performance comparing the actual results of the Project with the original plan summarized in the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM");
- (2) Value judgment of the Project from the viewpoints of the five evaluation criteria: relevance, effectiveness, efficiency, impact and sustainability; and
- (3) Recommendations for future cooperation and lessons learned from the Project for planning and implementation of other Project.

The Project consists of three components such as "Technical Assistance (hereinafter referred to as "TA") on National Legal Database (hereinafter referred to as "NLD"), "TA on Administrative Legislation" and "TA on Civil Legislation," and all the components have been combined to form a project because they are all necessary to improve the business environment in Uzbekistan. However, since activities of each component had been independently carried out, and a working group had been set in each component, this Final Evaluation has been conducted by interviewing counterparts in each component in accordance with questionnaire



prepared for each component. As for general matters related to all three components, the Japanese Team has interviewed staff members of Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ") who are in charge of whole project.

The project design was originally agreed in R/D signed in November 2005, and PDM was set in March 2006. However, the project design was modified in the light of the circumstances surrounding the Project, and it emphasized implementation of the legislation. For example, the Project shifted the emphases (i) from drafting the Administrative Procedure Law (hereinafter referred to as "APL") to establishing the enforcement mechanism of APL, and (ii) from drafting the bill of the Hypothec Law to making the handbook on the law. Therefore, PDM has been revised with M/M signed on 31 March, 2008 in order to reflect the changes in the project activities. The evaluation has been conducted in accordance with PDM revised in March 2008.

1-2-2 Five Evaluation Criteria

The five basic criteria defined by JICA are as mentioned below. The introduction of these criteria enables us to make consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator's bias. Further, the criteria allow us to share and discuss the results and the lessons learnt from the Project.

(1) Relevance

Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the project design is consistent with the national plan.

(2) Effectiveness

Evaluate the results in comparison with the goals defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of the results.

(3) Efficiency

Evaluate the methods, the procedure, the duration, and the cost of the project from the productivity prospective.

(4) Impact

Evaluate positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

(5) Sustainability

Evaluate the autonomy and the sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.



2 Summary of the Result of Final Evaluation of the Project

2-1 Achievement of the Project Purpose

The achievements of the Project Purpose have been evaluated in light of the following Objectively Verifiable Indicators.

(Project Purpose)

“Legal data is widely open to the public.”

“Laws and regulations that protect the activities of enterprises in the private sector are reformed and the implementation of these laws and regulations are improved.”

(Objectively Verifiable Indicators)

“Did the National Legal Database enable the public to access to information on normative acts?”

“Were laws relating to Administrative Procedure (Administrative Liability Code, Permission Procedure Law and Administrative Procedure Law) provided to protect the activities of enterprises in the private sector and implemented in favor of the activities of enterprises in the private sector?”

“Was Law on Hypothec provided to protect the activities of enterprises in the private sector and are implemented in favor of the activities of enterprises in the private sector?”

NLD has been already open to the public and the number of access to NLD has constantly increased. The legislation related to the Administrative Procedure including APL has been prepared in favor of the activities of enterprises in the private sector. However, since APL has not been enacted, and the activities related to the establishment of the enforcement mechanism of APL will not be completed within the project period. The Hypothec Law has been enacted in favor of the activities of enterprises in the private sector, and the handbook of the law is expected to be published within the project period. Thus, it is said that the project purpose will have been achieved in NLD and Civil Legislation. However, in Administrative Legislation, due to the delay of enactment of APL, the project purpose will not have been fully achieved within the project period.

2-2 Achievement of the Outputs

2-2-1 National Legal Database

NLD has been opened to the public since July 2007, after providing the database related equipment such as a back-up server and network devices, and



conducting a training program on database, its security system, and user-interface for the capacity development of the engineers who were in charge of development of the network and database security. NLD has been satisfactorily operated and utilized, and the number of access to NLD has been constantly increased.

2-2-2 Administrative Legislation

The draft of APL submitted to the lower chamber of *Oliy Majlis* (Parliament) has been prepared in favor of the activities of enterprises in the private sector. For the purpose of improvement of the draft, Japanese experts have had exchanged opinions with the working group which was organized for drafting the bill.

As for APL, the Project has been working on drafting the bill and establishing the enforcement mechanism. However, since APL will be enacted later than it was expected, the activities related to the enforcement mechanism such as drafting subsidiary legislation and brochures of APL, holding seminars on APL, and making manuals of implementation of APL, are still under preparation. Some relevant provisions of the drafts of Administrative Liability Code and Permission Procedure law were examined.

The counterparts have come to understand the critical principles of APL, therefore, although some provisions have been deleted from the draft bill discussed at the lower chamber of *Oliy Majlis*, they could embed the principle functions of APL in subsidiary legislation to complement the deleted provisions. Thus, it can be said that the capacities of the counterparts have been developed through the project activities.

2-2-3 Civil Legislation

The Japanese experts delivered comments on the draft bill of the Hypothec Law twice and the comments were considered in the process of parliamentary debate. The handbook on the Hypothec Law is now under preparation in order to promote knowledge of the Hypothec Law among citizens, entrepreneurs and clerks of commercial banks in Uzbekistan and expected to be issued within the project period. The counterparts have come to understand the law deeply and be able to present cases onto the handbook by themselves. Thus, it can be said that the capacities of the counterparts have been developed through the activities on making the handbook.

The Project is providing support for MOJ's amendment of Civil Code (Part of Security), as an activity related to the outcomes described in the latest PDM. A bill of an amendment law on Civil Code is expected to be drafted within the project period.



2-3 Structure of Implementation of the Project

JICA has dispatched a long-term expert for the whole project period, and dispatched another long-term expert for a hectic year. In addition, Japanese Working Groups (hereinafter referred to as "JPWGs") are organized in three components, respectively, in order to support activities of the Project. When seminars were held, short-term experts, who were mainly the members of JPWGs, were dispatched to Uzbekistan.

MOJ has also established Uzbek Working Groups (hereinafter referred to as "UZWGs") in each component, and the members of UZWGs have carried out activities of the Project.

2-4 Process of Implementation of the Project

As a result of measures taken in the Project, NLD has been successfully opened to the public through internet. The activities of the Project in the area of Administrative Legislation have adjusted to the circumstances, i.e. JPWG and UZWG have carried out tasks to establish the enforcement mechanism of APL prior to enactment thereof. As for Civil Legislation, the Project shifted the emphases from drafting the bill of the Hypothec Law to making the handbook on the law, since the law has been enacted sooner than expectation in the first project design. Such adjustments have contributed to the smooth implementation of the Project.

The collaboration on the process of implementation of the project was efficient enough to improve the capacity of MOJ staff members in each of three components.

As for the practice of the assistance in NLD, the Project has carried out tasks as follows:

- (1) UZWG members visited Japan, and learnt the security system and maintenance from Japanese engineers and understood the Japanese system and experience; and
- (2) Japanese short-term experts visited Uzbekistan and discussed the security system, and exchanged their opinions.

The above collaboration has contributed to the promotion of capacities of staff members of MOJ.

As for the practice of assistance in drafting APL and improving its enforcement mechanism, the Project has carried out tasks as follows:

- (1) Japanese short-term experts visited Uzbekistan and discussed the draft bill



of APL with the working group which was organized for drafting the bill, and jointly reviewed the draft bill exchanging opinions;

- (2) Japanese short-term experts visited Uzbekistan and drafted the Concept Papers on Implementing APL jointly with UZWG; and
- (3) UZWG members visited Japan, and drafted the Action Plan on Implementation of APL and the Model Rule of Hearing with JPWG referring to the Japanese experience.

The above collaboration has contributed to the promotion on MOJ staff members' understanding of APL, the related laws, and the subsidiary legislation.

As for the practice of assistance in drafting the handbook on the Hypothec Law, the Project has carried out tasks as follows:

- (1) JPWG made comments on the draft prepared by UZWG, and UZWG modified their drafts reflecting the comments from JPWG, and then JPWG and UZWG modified the draft finally; and
- (2) UZWG made comments on the draft prepared by JPWG, and then JPWG modified their draft reflecting the comments from UZWG.

The above practices have been made through dispatch of short-term experts and receiving training participants to Japan. This collaboration has contributed to improve the Handbook on Hypothec Law.

3 Summary of the Results of the Evaluation based on the Five Evaluation Criteria

3-1 Relevance

Since the private sector development and support to entrepreneurs are regarded as important issues in Uzbekistan's Welfare Improvement Strategy, the Project has consistency in the country's developing policy. As for Japan's ODA policy, one of the priority fields for Uzbekistan has been set as "(s)upport for human resource development and institution-building, targeting at the development of a market economy and economic and industrial promotion." In this field, it is emphasized that "more transparent and accountable public administration from the viewpoint of private sector" will lead to economic liberalization and deregulation. Thus, the Project is regarded highly consistent with the policy of Japan as well.

NLD, as the basic infrastructure makes it possible for the private sector to access to the legislation freely, APL makes it assure to transparent public administration, and the Hypothec Law makes it possible for the private sector to obtain more financial



resources for their activities. Three components of the Project facilitate the private sector development, and it can be said that it is appropriate for the Project to consist of those components.

3-2 Effectiveness

In order to achieve the project purpose, as mentioned in the “2-4 Process of Implementation of the Project,” it was necessary to improve the capacity of staff members of MOJ in each of three components: NLD, Administrative Legislation and Civil Legislation. The capacity development through the collaboration between JICA and MOJ has greatly contributed to the achievement of the project purpose.

With regard to NLD, in addition to the above collaboration, MOJ has carried out their public relations and dissemination to increase the numbers of users and accesses. Those MOJ's efforts have contributed to better access to information on legislation.

3-3 Efficiency

Inputs from JICA and MOJ were regarded as mostly appropriate in terms of quantity, quality and timing of provision and installation of long-term experts and short-term experts. With regard to Civil Legislation, communication among JPWGs, UZWGs and Japanese experts has been improved, as a result of appropriate allocation of human resources, since 2007.

3-4 Impact

No negative effect and its potential have been found. As for the positive ones, we can found as follows. NLD contributes to reveal the contradictions and gaps among legislation, since (i) NLD enables officials to easily access to not only laws but also the relevant subsidiary legislation thereto, and (ii) NLD provides users with broad opportunities to identify necessary information among large quantity of legislation.

UZWG acquired the skill how to make a user-friendly guidebook including such as presenting cases and making well-organized structure of a legal book, and they made use of the skills to write other legal publications.

3-5 Sustainability

The operation and maintenance costs of NLD is planed to be borne by taking some fees from users. The sustainability of NLD should be prudently concerned. With regard to APL, the draft of the Action Plan on Implementation of APL is expected to be



authorized by MOJ after the enactment of APL and expected to be implemented accordingly. It should also be mentioned that the handbook on Hypothec Law will be soon published and MOJ has a plan to disseminate it to MOJ, related ministries and universities.

4 Lessons learnt from the Project

The contents and approach of cooperation should be carefully considered at the commencement of the project period taking the latest circumstance into account. The Project was designed in March 2005 and commenced in November 2005, regardless of the circumstances, i.e. the bill of the Hypothec Law has been already drafted and submitted to the Cabinet of Ministers prior to the commencement of the project period. As a result, such a situation made it difficult for JICA and MOJ to examine the bill jointly at the stage of the drafting. If JICA and MOJ had carefully discussed the up-to-date circumstance at the commencement of the project period, the Project could avoid unexpected difficulties.

At the commencement of the project period, JICA and MOJ should clarify the definitions of technical words. As for NLD, there was a gap of understanding between UZWG and JPWG in the level of "security diagnosis" for the consistent operation of NLD. If UZWG and JPWG had cleared up the discrepancy at the beginning, JICA and MOJ could carry out further cooperation. Careful consideration at the beginning of a project is essential for a successful and effective project.

5 Conclusion

As for NLD and Civil Legislation, since NLD has been already opened to the public and the handbook on the Hypothec Law will be soon published, all the planned activities are expected to be done and the outputs are expected to be produced within the project period. With respect to Administrative Legislation, since an enactment of APL has been delayed, the Project is not able to finalize drafting the related subsidiary legislation and to disseminate them, although some preparation works have been processing. Even if APL is enacted within the project period, the activities related to Administrative Legislation will not be completed, since there are some activities to be commenced after the enactment of APL.

Since the project has been implemented jointly by UZWGs and JPWGs, the capacities of MOJ staff members have been developed through the joint works, and it is appreciated that the capacity development brings various effects.

Therefore, it can be regarded that the Project has been implemented in the right



direction.

6 Recommendation

6-1 Extension of the Cooperation Period

It is necessary to extend the cooperation period by three months from 30 September, 2008 to 31 December, 2008. During the extended period, the Project should focus on activities to establish the enforcement mechanism of APL.

In case that APL is enacted by the end of this year, the project period should be further extended to the end of March 2009 to finalize the activities. For that purpose, it is planned that subsidiary legislation including a model rule of hearing shall be adjust to APL, other necessary subsidiary legislation and forms to implement APL shall be proposed, a brochure of APL for enterprises and a manual of APL for civil servants shall be made and seminars shall be held.

6-2 Measures to be taken to improve the sustainability of the Project

NLD requires a budget for operation and maintenance costs, and MOJ is expected to make a concrete budget plan in order to provide legal information to the public continuously.

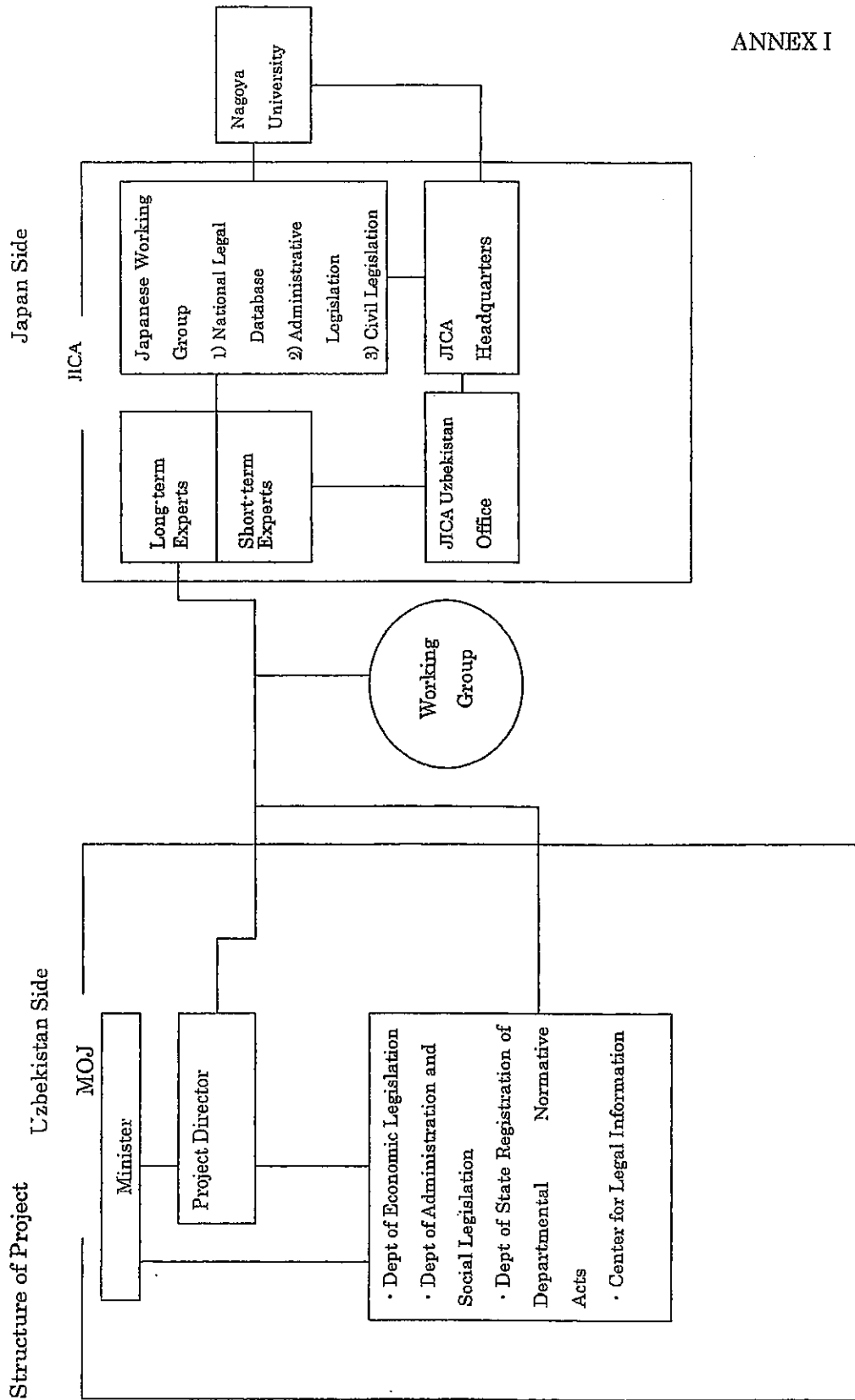
The handbook on the Hypothec Law is needed to be widely disseminated and used among the citizens. It is expected for MOJ to make continuous efforts for the distribution of the handbook.



List of Annex

ANNEX I	Structure of Project
ANNEX II	Member List of Working Groups
ANNEX III	List of Facilities and Equipment provided by the Government of Uzbekistan
ANNEX IV	List of Equipment provided by Japan
ANNEX V	Records of Workshops of Working Groups
ANNEXVI	Local Activities Expenditure borne by Japan
ANNEX VII	List of Experts
ANNEX VIII	List of Training Participants





Handwritten signature

List of Working Groups

(National Legal Database)

name	title	position	section/department	organization	Remarks
ISTAMOV M.	Mr.	Director	Legal Information Centre	Ministry of Justice	Moved to another section
YAMINOV S.	Mr.	Technical Director	Legal Information Centre	Ministry of Justice	
IBRAGIMOV J.	Mr.	System Administrator	Legal Information Centre	Ministry of Justice	
HASANOV B.G.	Mr.	Deputy Chief	Legal Information Centre	Ministry of Justice	

(Administrative Legislation)

name	title	position	section/department	organization	Remarks
BURKHANOV N.A.	Mr.	Chief	State Registration of Normative Acts	Ministry of Justice	Resigned in 2006
MADAMINOV A.	Mr.	Head of Division	Economic Legislation	Ministry of Justice	Until Jul 2007, resigned
ISAEV M.Z.	Mr.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	Resigned in 2006
DAVLETOV N.	Mr.	Senior Consultant	State Registration of Normative Acts	Ministry of Justice	Resigned in 2006
YAKUBJANOVA Sh.	Ms.	Senior Consultant	Administrative and Social Legislation	Ministry of Justice	Until May 2007
ALISHAYEV S.	Mr.	Senior Consultant	State Registration of Normative Acts	Ministry of Justice	Until May 2007
MAMADJANOV Sh.	Mr.	Senior Consultant	Administrative and Social Legislation	Ministry of Justice	Until Jan 2008
SHUKUROV I.	Mr.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	Until May 2007
JURAEV N.	Mr.	Chief	Economic Legislation	Ministry of Justice	From May 2007 to Jan 2008
RADJABOV G.	Mr.	Senior Consultant	Administrative and Social Legislation	Ministry of Justice	From May 2007
SATTAROV S.	Mr.	Chief	State Registration of Normative Acts	Ministry of Justice	From Jan 2008
NORGITOV M.	Mr.	Chief	International Law	Ministry of Justice	From Jan 2008
NABIEV T.	Mr.	Deputy Head	Economic Legislation	Ministry of Justice	Moved from this section
ABDUMUTAROV P.	Mr.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Jan 2008

(Civil Legislation)

name	title	position	section/department	organization	Remarks
IBRAGIMOVA Z.F.	Ms.	Deputy Chief	Economic Legislation	Ministry of Justice	Resigned in 2006
KALKONOVA M.	Ms.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	Resigned in 2006
SAIDAHMETOVA N.	Ms.	Senior Consultant/ Deputy Head	Economic Legislation	Ministry of Justice	
HANAIEV U.	Mr.	Deputy Head	Administrative and Social Legislation	Ministry of Justice	

(Civil Legislation: Handbook on Hypothesis)

name	title	position	section/department	organization	Remarks
JURAEV N.	Mr.	Chief	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Jul 2007

SAIDAHMETOVA N. BAKIEV Y.	Ms. Mr.	Deputy Head Senior Consultant	Economic Legislation State Registration of Legal Person	Ministry of Justice Ministry of Justice	From Jul 2007 From Jul 2007
------------------------------	------------	----------------------------------	--	--	--------------------------------

(Civil Legislation: Drafting Amendment Law of Civil Code(Mortgage))

name	title	position	section/department	organization	Remarks
JURAEV N.	Mr.	Chief	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Mar 2008
SAIDAHMETOVA N.	Ms.	Deputy Head	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Mar 2008
ABDUMUTAROV P.	Mr.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Mar 2008
YAKUBOV U.	Mr.	Senior Consultant	Economic Legislation	Ministry of Justice	From Mar 2008

to Lu

ANNEX III

List of facilities and equipment provided by the Government of Uzbekistan

As of 30 May 2008

(Ministry of Justice)

- Office space (one room) which exclusively accommodates one (1) long-term expert experts and one (1) local project staff member.
- The fare of electricity, water and phone is borne by the Ministry.



Equipment List (as of May 30, 2008)

(UZBEKISTAN) All equipment are kept good condition and working well.

No.	ITEM & MAKER/MODEL	Quantity	Price (USD)	Location
1	2 port 10/100 Ethernet with 2 WAN Card Slot Network Module	1	2,995	Legal Information Centre, MOJ
2	Mid Perf Dual 10/100 Ethernet Router w/Cisco IOS IP,32F/128D	1	2,897	
3	Catalyst 3560 24 10/100/1000T + 4 SFP Enhanced Image	2	16,454	
4	V.35 Cable, DTE, Male, 10 Feet	3	282	
5	V.35 Cable, DCE, Female, 10 Feet	3	282	
6	Net Defend VPN Firewall 8 User-Configurable Gigabit ports Firewall Protection, Proactive Security With Zone-Defense Mechanism, C	3	14,697	
7	Modem Corecess 3311N SHDSL (1 nopr SHDSL, 1 nopr Ethernet)	2	456	
8	x260, Xeon MP, 3.16GHz/667MHz, 1MB L2, 2x512MB, O/Bay SAS, CDROM 48x-20x, 2x775W p/s, Tower	2	14,457	
9	xSeries 3.16GHz/667MHz, 1MB L2 Upgrade with Xeon Processor MP	6	6,546	
10	Active Memory(tm) 4-Slot Memory Expansion Card	4	1,408	
11	2 x 1GB PC2-3200 ECC DDR2 SDRAM RDIMM Kit	8	6,040	
12	6-Drive 3.5" SAS Backplane Upgrade Kit	2	502	
13	73GB 15K 3.5" SAS HS Drive	20	9,140	
14	IBM ServeRAID-6M SCSI Controller (128MB Cache)	2	1,420	
15	ServeRAID 8i SAS Controller	2	766	
16	IBM Ultra320 SCSI Controller 2	2	344	
17	NetXtreme 1000 T+ Ethernet Adapter	2	202	
18	IBM Director 5.10 Agent License + one year subscription	2	86	
19	IBM Director 5.10 CD Media Pack	2	92	
20	IBM Director 5.10 Server License + one year subscription	2	886	
21	Capacity Manager 5.10 License + one year subscription	2	182	
22	Capacity Manager 5.10 Media Pack	2	92	
23	ThinkVision L191 Business Black Monitor	2	1,120	
24	IBM Multi-Burner Plus Drive	2	264	
25	IBM UPS3000XHV	2	2,806	
26	Windows Svr Ent 2003 64Bit x64 English CD 25 Clt	2	8,548	
TOTAL			92,964.00	

No.	ITEM & MAKER/MODEL	Quantity	Price (USD)	Location
27	Oracle Database Standard Edition Processor Licence for the Server IBM 260 CPU P-IV 1x Xeon MP 3.16GHz, MA Win2003 srv	1	14,500	Legal Information Centre, MOJ
28	Internet Application Server Products Standard Edition Processor License for the Server IBM 250 CPU P-III 1x Xeon 700MHz, MS Win2000 srv	1	9,750	
TOTAL			24,250	

GRAND TOTAL			117,214
--------------------	--	--	----------------

Workshops of Working Groups (as of 30 May 2008)

NOTE: Apart from the workshops, the meetings were often held on necessary basis.

National Legal Database

date	theme*	WG participation	note
26March2007	NLD*	2	Meeting
27March2007	NLD	2	Meeting
29March2007	NLD	3	Meetng

NLD*: National Legal Database

total: 3



Workshops of Working Groups (as of 30 May 2008)

NOTE: Apart from the workshops, the meetings were often held on necessary basis.

Drafting APL

date	theme	participants (including participants other than members of WG)	note
27Dec2005	APL	20 (approximately)	at Supreme Constitutional Court
10March2006	APL	10(approximately)	at Univ of World Economy and Diplomacy
21July2006	APL		4 at JICA office
16Sep2006	APL		5 at JICA office
26Sep2006	APL		5 at JICA office
24Nov2006	APL		5 at JICA office
25Nov2006	APL		5 at JICA office
28Dec2006	APL		5 at JICA office
29Dec2006	APL		5 at JICA office

40 Lm

Workshops of Working Groups (as of 30 May 2008)

NOTE: Aprt from the workshops, the meetings were often held on necessary basis.

Administrative Legislation

date	theme	WG participation	note
06Sep2006	APL*	N/A	Proposal on Implementation of APL
07Sep2006	APL	3	Proposal on Implementation of APL
08Sep2006	APL	3	Proposal on Implementation of APL
11Sep2006	APL	3	Proposal on Implementation of APL
12Sep2006	APL	3	Proposal on Implementation of APL
13Sep2006	APL	4	Proposal on Implementation of APL
14Sep2006	APL	3	Proposal on Implementation of APL
05March2007	APL	3	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
06March2007	APL	3	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
07March2007	APL	2	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
09March2007	APL	4	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
12March2007	APL	2	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
13March2007	APL	2	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
14March2007	APL	N/A	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
15March2007	APL	4	Concept Paper of Implementation of APL(Interium version)
02May2007	APL	2	Concept Paper of Implementation of APL(final version)
03May2007	APL	2	Concept Paper of Implementation of APL(final version)
04May2007	APL	3	Concept Paper of Implementation of APL(final version)
05May2007	APL	3	Concept Paper of Implementation of APL(final version)
08May2007	APL	1	Concept Paper of Implementation of APL(final version)
26June2007	APL	4	Preparation for workshops
03July2007	APL	4	Preparation for workshops
10July2007	APL	4	Preparation for workshops
26July2007	APL	3	Preparation for workshops

20 Lu

31July2007	APL	3	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
06August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
09August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
10August2007	APL	3	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
11August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
13August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
14August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
15August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
16August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"
17August2007	APL	4	Action Plan on Implementation of APL; Rule of Hearing; the list of related laws and regulations to Administrative Procedure Law"

20 Lu

07Jan2008	APL		4	A chart of procedure of Administrative Appeal
08Jan2008	APL		4	A chart of procedure of Administrative Appeal
09Jan2008	APL		4	A chart of procedure of Administrative Appeal
11Jan2008	APL		5	A chart of procedure of Administrative Appeal

*APL: Administrative Procedure Law

Total: 38

20 Lu

Workshops of Working Groups (as of 30 May 2008)

NOTE: Apart from the workshops, the meetings were often held on necessary basis.

Civil Legislation

date	theme	WG participation	note
05July2007	planning	2	
10July2007	planning	2	
17Aug2007	Handbook on Mortgage Law	1	
22Sep2007	Handbook on Mortgage Law	5	
16Nov2007	Handbook on Mortgage Law	4	
17Nov2007	Handbook on Mortgage Law	4	
18Nov2007	Handbook on Mortgage Law	4	
15Feb2008	Handbook on Mortgage Law	3	
15March2008	Drafting Amendment Law of CC*(Mortgage)	1	
19March2008	Drafting Amendment Law of CC**(Mortgage)	1	
20March2008	Handbook on Mortgage Law	2	
30Apr2008	Handbook on Mortgage Law	2	
02May2008	Handbook on Mortgage Law	2	
03May2008	Drafting Amendment Law of CC**(Mortgage)	4	
05May2008	Handbook on Mortgage Law	1	
06May2008	Drafting Amendment Law of CC**(Mortgage)	4	
08May2008	Drafting Amendment Law of CC**(Mortgage)	2	

*CC: Civil Code

Total: 17

20 Dec

Local activities expenditure borne by Japan

Item	Amount of Expense (US\$)				Summary of Expense
	JFY2005	JFY2006	JFY2007	*JFY2007	
General Expense				Total	
Expense for hiring	3,771	10,603	18,288	63,480	Transferring of the documents
Expense for Tele-communication	16	0	0	0	Internet card etc.
Expense for consumable	2,996	2,797	200	0	Toner for copying etc.
Expense for material	0	0	200	70,000	Copying and binding cost for the training and
Transportation expense and fee of meeting	1,769	2,191	1,197	12,802	Transportation Seminar
Rental	0	0	500	0	Simultaneous Interpretation Equipments
Total	8,553	15,591	20,385	146,282	24,144

* Estimated Cost (Accounting work has not completed)

Item	Amount of Expense (Sum(Uz))				Summary of Expense
	JFY2005	JFY2006	JFY2007	*JFY2007	
General Expense				Total	
Expense for hiring	0	0	0	0	Transferring of the documents
Expense for Tele-communication	40,000	0	0	0	Internet card etc.
Expense for consumable	421,500	987,200	1,268,585	700,000	Toner for copying etc.
Expense for material	13,000	0	0	0	Copying and binding cost for the training and seminar
Transportation expense and fee of meeting	0	0	7,400	0	Transportation Seminar
Total	474,500	987,200	1,275,985	700,000	1,461,700

20

Lu

List of Experts

1. Long-term Experts

	Name	Subject	Period	
			From	To
1	Ms. Naoko KUWAHARA	Legal Advisor on Civil and Commercial Code	4-Oct-2005	4-Oct-2008
2	Ms. Aiko IEDA	Legal Advisor on Administrative Procedure Law	23-Mar-2007	23-Mar-2008

2. Short-term Experts

	Name	Subject	Period	
			From	To
1	Mr. Shigeru KODAMA	Legal Advisor on Administrative Law	7-Mar-2006	11-Mar-2006
2	Mr. Katsuya ICHIHASHI	Legal Advisor on Administrative Law	7-Mar-2006	11-Mar-2006
3	Mr. Takio HONDA	Legal Advisor on Administrative Law	7-Mar-2006	11-Mar-2006
4	Mr. Hiroto TOKUDA	Legal Advisor on Administrative Law	7-Mar-2006	11-Mar-2006
5	Mr. Takio HONDA	Administrative Code	12-Sep-2006	16-Sep-2006
6	Mr. Atsushi MATSUMOTO	Administrative Code (Japanese Law)	12-Sep-2006	16-Sep-2006
7	Mr. Hiroto TOKUDA	Administrative Law	5-Sep-2006	16-Sep-2006
8	Mr. Katsuya ICHIHASHI	Drafting of Administrative Procedure Law	22-Sep-2006	25-Sep-2006
9	Mr. Shigeru KODAMA	Administrative Procedure Law (Procedure of Formal Hearing)	22-Sep-2006	25-Sep-2006
10	Mr. Shigeru KODAMA	Administrative Procedure Law, Administrative Liability Code	21-Nov-2006	25-Nov-2006
11	Mr. Hiroto TOKUDA	Administrative Procedure Law	2-Mar-2007	17-Mar-2007
12	Mr. Shigeru KODAMA	Administrative Procedure Law, Administrative Liability Code	14-Mar-2007	21-Mar-2007
13	Mr. Takio HONDA	Administrative Procedure Law	16-Mar-2007	21-Mar-2007
14	Mr. Kazutaka SUGIURA	Mortgage Law	23-Mar-2007	31-Mar-2007
15	Mr. Yu SHINODA	Laws on Registration of Real Property (Practice)	23-Mar-2007	31-Mar-2007
16	Mr. Shuichi MIYASHITA	Laws on Registration of Real Property	23-Mar-2007	31-Mar-2007
17	Mr. Satoshi FUJITA	Law on Mortgage from the Practical View Point	23-Mar-2007	31-Mar-2007
18	Mr. Daichi SAITO	National Legal Database (System Development)	23-Mar-2007	31-Mar-2007
19	Mr. Tomohiro WASAI	National Legal Database (System Security, Implementation Policy)	23-Mar-2007	31-Mar-2007
20	Mr. Yasuhiro SEKINE	National Legal Database (Database Design)	23-Mar-2007	31-Mar-2007
21	Mr. Hiroto TOKUDA	Administrative Procedure Law	1-May-2007	9-May-2007
22	Mr. Katsuya ICHIHASHI	Administrative Procedure Law (Preparation for Implementing Administrative Procedure Law)	4-Jan-2008	12-Jan-2008
23	Mr. Katsushi TANAKA	Mortgage Law	14-Mar-2008	21-Mar-2008
24	Mr. Shuichi MIYASHITA	Drafting of Amendment Bill on Civil Law (Mortgage)	29-Apr-2008	5-Sep-2008
25	Ms. Aiko IEDA	Editorial Work on Handbook on Hypothec Law	29-Apr-2008	14-May-2008

List of Trainees

	Name	Subject	Period	
			From	To
1	Mr. IBRAGIMOV Jaloliddin Shakirovich	Improvement of Legal database	9/19/2006	11/29/2006
2	Mr. AYUBOV Lazizbek Ulugbekovich	Improvement of Legal database	9/19/2006	11/29/2006
3	Mr. JURAEV Nodirjon Savriddinovich	Administration Procedure Law	8/3/2007	8/21/2007
4	Mr. TOYCHIEV Nusratbek	Administration Procedure Law	8/3/2007	8/21/2007
5	Mr. IKRAMOV Muzraf Mubarakhadjaevich	Administration Procedure Law	8/3/2007	8/21/2007
6	Mr. MAMADJANOV Shukhrat Muratovich	Administration Procedure Law	8/3/2007	8/21/2007
7	Mr. ABDULLAEV Davron Iltiyorovich	Making Handbook on the Hypothec Law	11/14/2007	11/20/2007
8	Mr. BAKIEV Yokubjon Abdullaevich	Making Handbook on the Hypothec Law	11/14/2007	11/20/2007
9	Mr. JURAEV Nodirjon Savriddinovich	Making Handbook on the Hypothec Law	11/14/2007	11/20/2007
10	Ms. SAIDAHMETOVA Nilufar Zokirjonovna	Making Handbook on the Hypothec Law	11/14/2007	11/20/2007

10 Lu

プロジェクト名：ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト

	課題	確認事項	達成度
活動	1-1-(1) 法令データベース用の機材を供与する。	・機材供与実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法令データベースの一般公開に必要な機材（サーバー、ネットワーク機器等）を供与した。 ・2007年の法令データベース一般公開前に、同法令データベースが正規OSソフトウェアを使用していないことが明らかとなり、同法令データベース一般公開のために特例として、予算計上していなかったOSライセンスを供与した。これにより、2007年7月からの同法令データベースの一般公開ができるようになった。
	1-1-(2) 法令データベース公開のために改善策を提案する。	・改善策の提言状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年3月に短期専門家3名及び国内支援委員2名を投入して法令データベース公開に向けた現地調査を行い、改善策として「法令データベースの課題確認書」を作成して、司法省へ提出した。同確認書において、OSソフトウェアの正規ライセンスの取得、データベース安定運用にかかるコンサルティング、データベース運営費用の予算化などの課題があげられた。
	1-2-(1) 法令データベースシステムマネージャー人材育成のための国別研修を実施する。	・国別研修の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・司法省法令データベース担当職員2名に対して国別研修を1回（2006年9月中旬～11月末）行った。司法省研修員の要望と研修受入先の準備した研修内容が一致していなかったため、研修員来日後に同受入先が研修員の要望を取り入れた研修内容に即時に修正する必要があるが生じた。司法省職員は、オラクルに特化した研修を希望していたが、研修受入先はより汎用性のある研修プログラムを準備していた。
	1-2-(2) 法令データベース安定運用のための方策を提案する。	・安定運用のための方策の提案状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、「法令データベースの課題確認書」において安定運用のための方策を提案した。 ・国内支援委員から提案した法令データベースのセキュリティ診断については、司法省が想定するセキュリティ診断と認識が異なっていたため、国内支援委員から提案したセキュリティ診断は行わなかった。司法省による独自のセキュリティ診断は行われた。
	2-1-(1)a 国会上程前の行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）草案を検討する。	・草案の検討状況	<p>行政手続法草案の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005年度第1回国内支援委員会（2005年11月19、20日）及び第2回国内支援委員会（2005年12月10、11日）において、国内支援委員が、行政手続法草案（第1バージョン）（バージョンはプロジェクトで随時入手した草案をそれぞれ、バージョン1、2、3と称したものである）を逐条検討した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・2005年度第3回国内支援委員会（2006年2月25、26日）において、国内支援委員が行政手続法草案（バージョン2）を逐条検討した。 ・2006年度第1回国内支援委員会（2006年6月30日、7月1日）において、国内支援委員が行政手続法草案（バージョン3）の逐条検討した。 ・行政手続法草案起草に司法省は直接関わっておらず、憲法裁判所副長官を長とするWGが起草を行った。長期専門家着任時において司法省は行政手続法起草状況を把握していなかったため、国内支援委員の人脈に頼って行政手続法起草WGと連絡を密にしたりするなどして、最新の草案その他行政手続法支援に必要な情報を得た。 <p>行政手続法との関係で新版行政処罰法典（草案）、許認可手続法草案を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年度第1回国内支援委員会（2006年6月30日、7月1日）において、国内支援委員が許認可手続法草案（バージョン1）（バージョンはプロジェクトで随時入手した草案をそれぞれ、バージョン1、2、3と称したものである）の基本部分（1条～17条）を逐条検討した。 ・第1回行政手続法ワークショップ（2006年9月）において、短期専門家と司法省WGが現行行政処罰法、新版行政責任法典（草案）及び許認可手続法草案と行政手続法草案との関係について検討した。
	<p>2-1-(1)b 改善意見を取りまとめる。</p>	<p>・改善意見の取りまとめ状況</p>	<p>行政手続法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005年度第1回国内支援委員会（2005年11月19、20日）及び第2回国内支援委員会（2005年12月10、11日）での行政手続法草案（第1バージョン）の逐条検討後に、国内支援委員が行政手続法草案（第1バージョン）に対する第1回意見書を作成した。 ・2005年度第3回国内支援委員会（2006年2月25、26日）での行政手続法草案（バージョン2）の逐条検討後に、国内支援委員が行政手続法（第2バージョン）に対する第2回意見書を作成した。 ・2006年度第1回国内支援委員会（2006年6月30日、7月1日）での行政手続法草案（バージョン3）の逐条検討後に、国内支援委員が行政手続法草案（第3バージョン）に対する第3回意見書を作成した。 <p>行政手続法に関係する範囲内の新版行政責任法典草案及び許認可手続法草案改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法省と行った第1回行政手続法ワークショップにおいて協同作成した提言書「ウズベキスタン行政手続法制の課題と提言」（案）で、行政手続法（草案）、新版行政責任法典（草案）及び許認可手続法（草案）の適用関係を記し、行政手続法の活用という観点から各法律の適用範囲の明確化が必要であると提言した。

<p>2-1-(1)c 関係機関へ提案を行う。</p>	<p>・草案に対する改善意見の関係機関への提案状況</p>	<p>・第1回意見書は行政手続法起草WG及び関係者を集めた会議（2005年12月26日、於憲法裁判所）において、第2回意見書は行政手続法起草WGとのワークショップにおいて（2006年3月10日、於世界経済外交大学）、第3回意見書は行政手続法WG及びGTZとの会議（同年7月21日）において討議された。なお、意見書の一部（行政手続についての規範的文書とこの法律との抵触、適法性の原則、行政行為の概念定義の重複解消、申請の留保を実体法上の拒否処分に位置づけたこと、鑑定人の指定と検査の実施を分けて規定すること。）は草案に反映されたことが確認されている。</p> <p>・下院での行政手続法案審議中に、下院司法委員会委員と非公式な意見交換を行い（2007年3月）、下院で開催された行政手続法案の会議には唯一のドナーとして招待され国内支援委員が報告を行った（同年同月）。</p> <p>・国会における行政手続法案審議が停滞した2007年9月には、タシケント法科大学、名古屋大学、三重大学及びGTZと国際セミナーを共催して、行政手続法案の討議を行い、行政手続法制定の重要性について関係者間で確認した。</p>
<p>2-1-(2) 私企業分野における許認可手続きを許認可法、許認可手続法及び行政手続法に適合的かどうかのモニタリングを行う。</p>	<p>・モニタリング状況</p>	<p>・モニタリングの目的は、行政手続法施行の課題を明らかにし、それを実施大綱へ反映させることにあった。司法省と行った2006年9月第1回行政手続法ワークショップにおいて、行政手続法草案と許認可手続法草案等関連法令との適合性を検討し、その結果を司法省と協同で提言書「ウズベキスタン行政手続法制の課題と提言」にまとめた。同提言書は、第2回ワークショップ（2007年3月）において司法省と協同作成した「行政手続法実施大綱コンセプト・ペーパー（中間報告）」の土台となった。</p>
<p>2-1-(3) 行政手続の施行に向けた関係法令のマッチング及び整備に関する作業を提案(司法省法令データベースの活用)する。</p>	<p>・関係法令のマッチング及び整備に関する作業状況</p>	<p>・2007年8月第4回行政手続法ワークショップにおいて、司法省と協同で「行政手続法施行のための活動計画」に詳細にまとめた。なお、同計画において提言された法令間のマッチングについては、2008年7月時点の行政手続法法案に記載されている。</p>
<p>2-2-(1) 行政手続制度(行政処罰法、許認可手続法及び行政手続法)施行に向けた実施大綱の作成を提案(司法省法令データベースの活用)する。</p>	<p>・実施大綱作成状況</p>	<p>・司法省との一連の行政手続法ワークショップで協同で作成した提言書「ウズベキスタン行政手続法制の課題と提言」、「行政手続法実施大綱コンセプト・ペーパー（中間報告）」及び「行政手続法実施大綱コンセプト・ペーパー（最終報告）」、並びに同最終報告に基づいて国内支援委員が起草した「行政手続法実施大綱（案）」に従って、2007年8月国別研修時に開催した第4回行政手続法ワークショップにおいて、司法省と協同で「行政手続法施行のための活動計画」（実施大綱から名称変更）を起草した。なお、同計画において提言された施行規則モデル（案）作成については、2008年7月時点の行政手続法</p>

			案に記載されている。
2-2-(2) 聴聞規則モデル(案)の作成に関する国別研修を実施する。	・国別研修の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年8月に国別研修を行い、聴聞規則モデル(案)を完成させた。 ・長期専門家及び研修員による事前ワークショップ(計5回)において研修課題の明確化、過去のワークショップ総括を行った上で、長期専門家によるスケジュール管理の下、司法省研修員が行政手続法実施大綱コンセプトペーパー(第1案)、聴聞規則モデル(第1案)を作成した。他方、国内支援委員は司法省職員が作成した案を検討し、かつ修正点明確化を行うとともに、聴聞規則モデル(素案)を起草した。 	
2-2-(3) 2-2-(2) 国別研修成果をセミナーで報告する。	・セミナーでの報告状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上述タシケント法科大学、名古屋大学、三重大学、GTZ及びJICA共催の国際セミナーにおいて司法省帰国研修員が国別研修成果の報告をした。国会における行政手続法審議の停滞という状況にかんがみ、ウ国における行政法改革の議論を深めること、行政手続法に対する理解を高めることが必要であるとの認識が共催者の間で一致し、セミナーを共催することとなった。本プロジェクトでは、ロシアの行政法専門家招聘費用を負担した。さらに国内支援委員が「ウズベキスタン共和国行政手続法に対する日本の支援について」(市橋)「ウズベキスタンにおける行政手続法の改革と日本の法整備支援」(樹神)、「行政手続法改革の課題」(本多)、「日本とウズベキスタンの法執行分野における協力」(徳田)の報告を行った。報告者は日本の行政手続法及び施行の論点を要領よくまとめ、質問に対しても的確に答えており、彼が研修内容を十分に理解していることが第三者からもわかった。 ・セミナー参加者の反応等について。多くのセミナー参加者から行政手続法の制定を含めた行政法改革がウ国における緊急の課題であるとの認識が示された。 	
2-2-(4) 聴聞規則モデル(案)を行政手続法に従って修正する。	・修正状況	<ul style="list-style-type: none"> ・司法省との第2回行政手続法ワークショップ(2007年3月)において、聴聞規則モデル案(口頭意見聴取手続)起草のための準備作業として、①どの部署が行政行為を行うか明確にする、②司法省の法令の中で行政行為権限を定めた法令をサンプリングし、その部署を確定し、意見聴取手続の対象となりうる行政行為としての撤回や職権取消を調べる、③意見聴取手続に相当する手続について調査をした。これら準備作業の結果に基づいて、同ワークショップで協同作成した「行政手続法実施大綱コンセプトペーパー(中間報告)」において、現状、聴聞規則モデル案骨子及び聴聞規則モデル案導入の効果について論じた。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・司法省との第3回行政手続法ワークショップ（2007年5月）で協同作成した「行政手続法実施大綱コンセプトペーパー（最終報告）」において、聴聞規則モデル案（正式聴聞手続）の概要及び作成手順を記した。なお、議会審議状況にかんがみ、二面、三面のいずれの聴聞手続にも対応できるよう、二面用の聴聞規則モデル案（口頭意見聴取）と三面用の聴聞規則モデル案（正式聴聞手続）の起草準備を行った。 ・司法省との第4回ワークショップ（2007年8月）において、聴聞規則モデル案（素案）を起草した。 ・行政手続法が国会を通過すればすぐに、同聴聞規則モデル案（素案）の修正作業ができるよう準備万端である。（2009年3月までに完了予定）
2-2-(5) 行政手続法を施行するのに必要な執行規則を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・執行規則の作成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・下院通過法案に基づいて必要となる執行規則の根拠条文一覧を作成済みである。 ・第5回行政手続法ワークショップにおいて司法省と協同で不服申立規則の素案となる不服申立チャートを作成し、国内支援委員が同チャートに基づいて不服申立規則（案）を起草した。 ・不服申立規則（案）を行政手続法に従って修正することについては、行政手続法が国会を通過すればすぐに修正作業ができるよう準備万端である。（2009年3月までに完了予定）
2-2-(6) 行政手続法を施行するのに必要な様式案の作成を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式案の作成状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法省との第3回行政手続法ワークショップ前に、2007年国内支援委員が日本の様式をウ国の事情に合わせて様式（素案）を作成し、同様式を使用して司法省の行政行為のファイル簿を作成した。また、同ワークショップにおいて司法省と協同作成した「行政手続法実施大綱コンセプトペーパー（最終報告）」で、行政行為ファイル簿に関する現状、ファイル簿作成の提案及びファイル簿導入の効果を記した。過去のワークショップにおいて様式（素案）は作成済みである。（いつだれが何を作成したか記入する。） ・様式（素案）を行政手続法に従って修正することについては、行政手続法が国会を通過すればすぐに修正作業ができるよう準備万端である。（2009年3月までに完了予定）
2-2-(7) 司法省モデル（執行規則及び様式）宣伝又は普及のためのワークショップを関係省庁向けに開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ開催状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行規則案（聴聞規則案、不服申立規則）及び様式案を国会通過した行政手続法に従って修正したあと、2009年3月までに開催する予定
2-3-(1) 中小企業向き行政手続法パンフレットを作成し、企業関係機関へ配布する	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット作成及び配布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法の国会通過後に作業を開始し、2009年3月までに完了する予定

<p>2-3-(2) 中小企業向き行政手続法パンフレットを使用した行政手続法教授のためのセミナーを開催する。</p>	<p>・セミナー開催状況</p>	<p>・行政手続法の国会通過後に作業を開始し、2009年3月までに完了する予定</p>
<p>2-4-(1)a 公務員向き行政手続法パンフレット、関係部署公務員向き手引書及び同手引書を教授するための教科書を作成する。</p>	<p>・教科書作成状況</p>	<p>・行政手続法の国会通過後に作業を開始し、手引書教授のための教科書を除き、2009年3月までに完了する予定。なお、教科書作成については、時間的制約により、活動から削除する予定</p>
<p>2-4-(1)b 2-4-(1)aで作成した教科書を用いて、司法省において、関係部署公務員向き手引書教授のためのセミナーを開催する。</p>	<p>・セミナー開催状況</p>	<p>・行政手続法の国会通過後に準備作業を開始し、2009年3月までにセミナーを開催する予定。なお、同セミナーにおいては、教科書ではなく、手引書を用いる予定</p>
<p>3-1-(1) 国会審議に合わせた担保抵当法案の検討及び改善意見を取りまとめ、協議する。</p>	<p>・法案の検討及び改善意見の取りまとめ、協議状況</p>	<p>・2005年度第1回国内支援委員会（2006年2月26日）及び第2回国内支援委員会（2006年6月11日）において、国内支援委員が抵当法案を逐条検討して意見書を作成し、同意見書を司法省へ提出した。</p> <p>・下記「3-2」の抵当法解説書作成過程において、国内支援委員等日本人専門家の有する抵当法に関する知識、解釈能力の高さ及び司法省職員の視点に立った教授法が評価されたことにより、2008年度民法改正への協力を依頼され、民法担保編につき法案起草支援することにした。現在、司法省と協同で法案起草中である。司法省との第1回ワークショップ（2008年3月）において、①改正法案コンセプトペーパー作成、②条文化の順に作業を進めることを合意した上で、日本側が準備した改正提案骨子について短期専門家と司法省WGが討議した。同討議に基づいて日本側は改正提案骨子の内容を絞り込み、改正法案コンセプトペーパー（素案）を準備した。司法省との第2回ワークショップ（2008年5月）において、同コンセプトペーパー（素案）を討議し、協同で改正法案コンセプトペーパーを作成した。現行民法の問題点を抽出することを目的に司法省が主催した民法改正円卓会議（2008年6月13日）において、長期専門家が同コンセプトペーパーの骨子を報告した。</p> <p>・ウ国の抵当権をはじめとする担保制度に関する根拠法は、1997年3月1日に施行された民法典、翌1998年5月1日に施行された担保法、そして2006年10月4日に施行された抵当法という三層構造となっている。</p>

<p>3-1-(2) 中小企業分野における担保抵当法の運用・活用状況を調査する。</p>	<p>・調査結果</p>	<p>・短期専門家を投入して、担保抵当法の運用・活用状況調査を行い、課題を明らかにした。下記「3-1-(3)」の調査結果も含む報告書は、その後のプロジェクト方向性の修正に利用された。抵当法が関係者の間においてさえ周知されていないという調査結果を踏まえて、法律専門家以外の者でも抵当法を理解できるような解説書を作成することとした。同時に、抵当法解説書作成過程を通じて司法省職員のキャパシティ・ビルディングを行うことにした。</p>
<p>3-1-(3) 登記その他担保抵当法関連制度及びその運用を調査する。</p>	<p>・調査結果</p>	<p>・短期専門家を投入して、登記その他担保抵当法関連制度及びその運用状況調査を行い、課題を明らかにした。上記「3-1-(2)」の調査結果も含む報告書は、その後のプロジェクト方向性の修正に利用された。登記よりも、抵当法が関係者の間においてさえ周知されていないことを深刻な問題とみなし、法律専門家以外の者でも抵当法を理解できるような解説書を作成することとした。同調査結果を参考にして、抵当権登記に関する仮規則（案）に対する意見書を国内支援委員が作成して司法省へ提出した。なお、意見書作成は司法省からの依頼に基づくものであった。</p>
<p>3-2-(1) 抵当法解説書作成のためのワーキンググループを立ち上げる。</p>	<p>・ワーキンググループの構成及び活動状況</p>	<p>・司法省職員からなるワーキンググループが設立され、章ごとに執筆担当者が配置された。 ・司法省ワーキンググループは、ジュラーエフ氏（経済立法部部長）、ニルファル氏（経済立法部課長）、バキーエフ氏（登記部職員）から構成された。日本側WGは従来の国内支援委員がメンバーを構成した。 ・抵当法解説書執筆であるので執筆作業は専ら個人が行い、各個人が作成した原稿を国内支援委員会（2007年8月17日、24日）、原稿概要検討会（2007年9月22日）、国別研修（2007年11月16～18日）、TV会議（2008年2月15日）、原稿（第3稿）検討会（2008年3月14～20日）、原稿（第4稿）検討会（2008年5月1～8日）で検討、修正及び加筆した。</p>
<p>3-2-(2) 抵当法解説書内容協議のための国別研修を行う。</p>	<p>・国別研修実施状況</p>	<p>・司法省職員担当の解説書（第2稿）及び日本人担当原稿（第1稿）を国内支援委員と検討・修正するために、2007年11月に国別研修を行った。国内支援委員が的確なコメントを丁寧にしたこと、引き続き執筆担当した研修員の学習能力が非常に高いことは、11月国別研修における国内支援委員のコメント（実例を記す、裁判外手続を詳細に記す、裁判手続のチャート作成、登記手続き、抵当権設定契約の流れをチャート化する、できることを先に書いて、できないことを後に書くというような文章構成、各章に小見出しをつける、根拠条文を挿入する）を全面的に反映した解説書（第3稿）から見てとれる。</p>
<p>3-2-(3) 抵当法解説書を出版する。</p>	<p>・解説書作成状況</p>	<p>・上記「3-2-(3)」国別研修後、司法省執筆者、短期専門家、長期専門家及び国内支援委員が司法省担当部分原稿の修正加筆及び編集作業を行った。他方、日本人執筆者も司法</p>

			<p>省職員からのコメントに基づいて原稿修正加筆を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当法解説書は長期専門家が最終編集作業を行っており、8月に出版予定である。
	3-2-(4) 抵当利用者向き抵当法解説書普及のためのセミナーを開催する。	・ セミナー開催状況	・ 銀行、商工会議所、弁護士会等を対象として50人規模のセミナーを2008年10月に開催予定
	3-2-(5) 立法担当者向き抵当法解説書普及のためのセミナーを開催する。	・ セミナー開催状況	・ 法案作成を行う行政機関職員を対象としたセミナーを2008年10月に開催予定
成果	1-1 法令データベースが公開される。	・ 法令データベースが公開されたか。	・ 2007年7月より一般公開中
	1-2 法令データベースの維持管理が行われる。	・ 法令データベースの安定的維持及び市民の法令データベースへのアクセスのために体系的・技術的な維持管理が行われたか。	・ 専門知識を有する国内支援委員からすると、法令データベースのセキュリティ対策は万全ではない。他方、アクセス件数については、司法省データによると2007年7月の公開時には月間688件であったが、2008年5月には3,857件に達するなど順調に伸びているため、維持管理が行われているといえる。(なお、2008年6月のアクセス件数は2,685件に落ちているが、電話回線の問題とのこと。)
	2-1 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。	・ 国会に提出された草案の条文の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容か。	・ ウ国においては閉ざされた環境下で行政行為（ただし、現在のところウ国には「行政行為」の概念はない）がなされ、現状をうまく利用する者とそうでない者との間の不公平が甚だしい。行政手続法が制定されると開かれた環境で行政行為がなされる。すなわち、透明な手続が確保され、行政機関に行政行為の説明責任が課され公正・公平な行政行為が可能となり、当然のことながら、中小企業の活動はしやすくなる。かかる行政行為を確保するためには、①告知・聴聞、②行政機関の保有する記録の開示、③理由付記、④行政活動の基準の設定・公表とからなる適正手続が重要である。下院に提出された法案は、①～④の適正手続を定めており、中小企業が活動しやすい内容であった。
	2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱及び聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。	・ 準備された草案の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容となっているか。	・ 実施大綱（案）（「行政手続法施行活動計画（案）」に名称変更）は、行政手続法制定後の作業を具体化したものであり、これら作業なしに行政手続法の実施は難しい。行政手続法案では聴聞は抽象的に定められており、実際に利用するのが不可能である。聴聞規則モデル（案）で聴聞手続を具体的に定めることにより、実際に聴聞が利用されうるものとなる。このような行政手続法実施のメカニズムを整備することで、中小企業の活動はしやすいものとなる。

<p>2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。</p>	<p>・中小企業向けの行政手続法パンフレットが準備されたか。セミナーが開催されたか。</p>	<p>・国際セミナー開催（2007年9月）、弁護士会とのセミナー（2008年1月）、商工会議所とのセミナー（2008年1月）を通じて、行政手続法国会通過前の段階において、同法の広報を行った。</p> <p>・中小企業向けの行政手続法パンフレットは、行政手続法国会通過後に作成できるよう準備を行った。</p> <p>・セミナーはパンフレット作成後、2009年3月までに行う予定である。</p>
<p>2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。</p>	<p>・公務員向けの手引書が準備されたか。セミナーが開催されたか。</p>	<p>・公務員手引書は、行政手続法国会通過後に作成できるよう準備を行った。公務員手引書完成後に行政行為を行う行政機関職員を対象に2009年3月までにセミナー開催予定</p>
<p>3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。</p>	<p>・国会に提出された草案の条文の内容が、中小企業が活動しやすくなる内容となっているか。</p>	<p>・これまで、民法でごく簡単にしか規定されていなかった抵当権について、70条近くの詳細な条文が制定され、中小企業を含む融資希望者が抵当権を利用するための環境が整備されたといえる。特に、被担保債権の範囲、抵当権設定契約の内容、抵当権設定登記、抵当目的物の保存・保険、後順位担保権、抵当権譲渡、抵当権の実行手続などに関するルールが具体的に定められ、明確にされたことは、法律知識に疎い中小企業経営者にとっての朗報である。</p> <p>・中小企業としては、将来に向けた発展的な活動の展開のため、設備投資をしたり、あるいは原材料の調達などのために、多くの資金の供与を金融機関から得ることが要請される。そのためには、自己の有する財産の価値を最大限活用するための仕組みが整備されている必要がある。それは、後順位抵当権の利用可能性いかにかかっているといえる（第一順位の抵当権の被担保債権に比して、担保物件の価値が大であればその差額分については、なお担保目的としての利用価値があるはず）。後順位抵当権が安心して利用されるようになるためには、①被担保債権の範囲が明確になっていること（利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルールが法定されていること）、②公示方法が完備されていること、（抵当権の存在のほか被担保債権等も含め公示されていること）、③抵当権実行時における後順位抵当権への配当のための手続が整備されていることが重要である。抵当法では利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルールを定めていないが、民法（担保編）改正法案で定める予定である。②公示については、抵当法ではなく抵当権の国家登記に関する仮規則が定めている。③後順位抵当権への配当のための手続は定められている。後順位抵当権設定や抵当目的物譲渡に制限が多かったり、居住用住宅に対する抵当権実行が不可能な場合があるなど、大企業に比べ信用力の小さい中小</p>

			<p>企業（抵当権設定者）よりも、金融機関（抵当権者）に重きを置いた制度設計となっている。しかしながら、居住用住宅に対する抵当権実行については民事執行法よりも要件を緩和しており、ウ国の基準からすると、中小企業が活動しやすくなる内容で作成されたといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（担保編）改正法案起草支援においては、被担保債権の明確化（利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルール）、共同抵当等後順位担保権者を保護するような制度設計を行っている。
	<p>3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当法に関する解説書の作成過程において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識されたか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当法解説書作成過程で、司法省担当部局に抵当法の理解が促進されたことは、抵当法解説書第1稿と最終稿との違いを見れば明らかである。第1稿では、条文配置通りに条文を書いた部分が大半であり、小見出しも、根拠も記されていない。最終稿では、内容が条文だけではなく「解説書」に必要な程度の解釈も示され、抵当法に対する理解がないと作成できない事例が数多く記され、小見出しをつけたり、クロスリファレンスもされている。 ・司法省担当部局において抵当法の改善点たる後順位抵当権者の保護が不十分である点、繰り返される取引における抵当権設定のコストが高い点が認識されたことは、民法改正法起草作業の一環として作成した、コンセプト・ペーパーで記されている点から明らかである。

プロジェクト名：ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト

5項目その他の基準	評価設問		判断基準・方法	結果
	大項目	小項目		
実績の検証	投入は計画どおりか	日本側投入	計画値と比較して大幅な乖離がない、投入の実績による、活動への支障を来していない	<ul style="list-style-type: none"> - 長期専門家派遣については、民商法アドバイザー1名（3年）および行政手続法アドバイザー1名（1年）を派遣したが、ほぼ当初の計画どおりであった。 - 機材供与について、法令データベース関連機材（サーバー、ネットワーク機器）以外に、（ライセンスの期間が切れていることが判明したため、当初予定にはなかった）データベース用ソフトウェアの正規ライセンスを供与した。 - 上記以外の投入について、プロジェクト協力期間前半には現地の状況を把握する必要があり短期専門家を中心であったが、活動内容が定まった後半では、日本側リソースの効率的な利用とC/Pの作業時間の確保の観点から本邦研修を中心とした。
		ウ国側投入	(同上)	
	アウトプットは計画どおり産出されているか。		目標値と比較して、大幅な乖離がない（評価時点までに想定される目標値と比較）	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2007年7月に法令データベースは公開されており、時々技術的な問題による中断はあるものの、終了時評価調査時まで大きな問題はなく、無料公開されている。 - データベース安定維持を目的として日本側が提案したセキュリティ診断作業については、ウ国側が必要情報を開示しなかったことから、同作業が実施されず、維持管理にかかるプロジェクト活動は十分行われていないが、この点、R/D上でセキュリティチェックの程度は明確にはなっておらず、ウ国側は、政府系のシステム管理会社ウズサートのチェックで十分としている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法起草について、国会に提出された草案は中小企業が活動しやすくなる内容となっている。（内部情報ではプロジェクトにおける日本側のインプットが反映された内容で最終案となっている模様である。） - ただし国会通過後の内容を確認する必要がある。 - また、制定時期が当初の想定より遅れているため、下位法令を対象とした作業や広報等の活動は準備段階で止まっており、現状ではプロジェクト協力期間内にこれら活動が終了しない見込みである。

				<p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法について、プロジェクト開始時点で既に法案が作成されていたため、法案起草へのプロジェクトの関与は少ないものとなったが、プロジェクトが取り組んでいる抵当法の理解を促進するための解説書の作成は、プロジェクトの当初協力期間中に完成する見込みである。
	プロジェクト目標達成の見込みはあるか プロジェクト目標:法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。		(同上)	<ul style="list-style-type: none"> - 法令情報はインターネットを通じて広く社会に提供されている。 - 抵当法はウ国の基準からすると中小企業を保証する内容となったといえる。抵当法の運用について施行半年後の2007年3月に日本側が行った調査結果では、地方の法務局職員、執行官には周知されていなかった反面、銀行では周知・利用されており、首都の金融取引の場では、利用されている状況だった。司法省は、セミナーやラウンドテーブルで抵当法を取上げ周知に努めているが、正確な運用状況についてはまだ調査をしておらず明らかではない。今後、法令モニタリング部が調査をしていく予定 - 抵当法解説書の出版により、運用面の改善が期待される。 - 現在進行中の民法改正法案において後順位抵当権者を保護する条文が制定されれば、中小企業の活動に資する。 - 行政手続法についてはまだ国会審議中であるため判断できない。
	上位目標達成の見込みはあるか 上位目標:市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。		(同上)	<p>【法令データベース】 今後も継続して公開されれば目標達成可能</p> <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法は企業活動の阻害要因である行政の恣意的な介入を事前審査の段階で防ぐ装置となる。同法の執行メカニズムが動き出せば数年以内に事前審査は透明・公正なものとなる。しかしながら、行政の恣意的な介入によって企業活動が阻害されることを防ぐには、事後審査の制度を整備することが肝要である。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法に関しては、抵当法（実体法）の権利が保護されるように手続法を整備し（例えば登記簿の公示）、根抵当の制度を新設し、後順位抵当権設定を促す法設計をし、住宅に対する強制執行要件を緩和すれば、市場経済が活発に機能する基本的水準を満たすと考えられる。 - 動産担保が利用されているのに比して、不動産については、登記簿未整備や登記簿の閉鎖性等を理由としてその公示が不十分である。 - その他、善意の第三者保護の仕組みや、土地法の私有化にかかる諸問題についての解決、中小企業に資金が流れるような金融制度の改善が必要である。

<p>実施プロセスの検証</p>	<p>活動は計画どおりに実施されているか。</p>		<p>当初計画から大幅な変更はない。 当初スケジュールと比較して大幅な乖離がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 法令データベースについて、当初計画どおりデータベース関連機材の供与を行った。また、活動途中において、ライセンスの期限切れが判明したことにより、正規ライセンスを供与することとした。本邦研修によってネットワークおよびセキュリティ管理にかかる技術者育成がなされたが、日本側から提案したセキュリティ診断作業はウ国側が必要と判断したレベルのものしかなされておらず、2007年7月以降、プロジェクト活動は行われていない。その後、ウ国側の活動として、データベースの普及・広報活動を行っている。 - 行政手続法について、プロジェクト協力期間前半で起草支援を行い、後半で下位法令を対象とした施行支援を行うことは計画どおりであるが、同法制定時期が大幅に遅れたため、施行支援の活動は準備段階で止まっている。 - 抵当法について、プロジェクト開始時点で既に法案が作成されていたため、プロジェクト前半の活動である起草支援は少ないものとなったが、後半では同法の理解促進を目的とした解説書の作成に取り組み、進捗の遅れはあるものの当初協力期間内に解説書が発刊される見込みである。
	<p>技術移転の方法に問題はないか。</p>	<p>ある場合、どの分野におけるどの技術移転方法に問題があるか。その解決方法（案）</p>	<p>進捗の大幅な遅れがない。 C/Pの理解度・能力が深まっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト目標の達成のためには、司法省の担当者の、「民事法令」、「行政法令」および「法令データベース」の3分野それぞれに関する能力向上が欠かせないところ、本プロジェクトで行った共同作業により人材育成がなされたことは、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。 - 抵当法解説書に関する協力手法として、国別研修や短期専門家派遣を通じ、①司法省職員の作成した原稿について日本側がコメントし、司法省職員がコメントを考慮のうえ修正したあと、日本側と司法省職員との間で修正加筆作業を行う、また、②日本側関係者の作成した原稿について、司法省職員のコメントに基づき日本側が修正加筆を行う、といった共同作業を採用した。この共同作業により、司法省担当部局における抵当法の理解が促進された。 - 行政手続法起草・執行メカニズム改善支援の手法として、①短期専門家がウ国を訪問し、法案起草委員会と討議を行い、双方の意見を交えながら共同作業にて法案の検討を行う、②C/Pが日本に訪問し、日本の例を参考にしつつ、日本側関係者との共同作業で聴聞規則や行政手続法施行活動計画を作成する、といった共同作業を採用した。この共同作業により、司法省担当部局における行政手続関連法及びその下位法令の理解が促進された。
	<p>プロジェクトのマネジメント体制に問題はないか。</p>	<p>モニタリングの仕組みが構築されているか。</p>	<p>関係者による会議が定期的に実施されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - プロジェクトモニタリングのための定例会議を一度試みたが、形式的発言に終始し実質的内容がなかったため、よりインフォーマルな形式での会合及び日常連絡を通じてプロジェクト進捗状況のモニタリングを行った。

		プロジェクト内のコミュニケーションは、円滑に行われているか。	コミュニケーションに起因する問題が生じていない。 活動が順調に進捗している。 政策面及び資金面で支持を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> - C/P責任者が多忙でコミュニケーションを取るのに相当な時間と労力を費やしたが、プロジェクトの進捗を妨げるような問題は生じなかった。なお、プロジェクト中盤以降は、担当者が実質的に交代し、このような状況は解消された。 - 政策面、資金面の要因に起因する支障は、生じていない。 - 「法令データベースのセキュリティ診断」についてプロジェクト開始時に十分な確認が行われず、日本側・ウ国側で認識に齟齬があり、結局日本側からの提案したセキュリティ診断は実施されなかった。
		意思決定は円滑に行われているか。	プロジェクト実施機関内の意思決定が迅速に行われる。	<ul style="list-style-type: none"> - ウ国の行政機構の特徴として、大統領府の存在がある。同府は司法省を含む省庁の上位機関であり、C/P機関の司法省の裁量が小さいことから、政策レベルのみならず、本邦研修の参加者の決定などマイクロなレベルの意思決定にも閣僚会議を巻き込むこととなっており、意思決定が迅速に行われているとは言い難い。
		プロジェクト、国内支援委員会、JICAの連絡・協力体制は整備されているか。	連絡・協力不足に起因する活動の遅延等がない。	<ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト開始時まもなくより、データベースのコピーライセンス使用、抵当法案起草、法案上程の想定外の進展など、重大な問題が発生したが、プロジェクト関係者全体で会議を実施することがなかったことなど、関係者全員により迅速な対応を行う体制が整備されているとは言い難い面もあった。 - 国内支援委員会による長期専門家のバックアップ体制は緊急の要請にも応えるなど整っていた。
	実施機関やC/Pのプロジェクトに対する認識は高いか。	実施機関は、高いオーナーシップをもって取り組んでいるか。	予算措置状況に起因する活動の遅延その他の支障が生じていない。 その他必要な支援がタイミングよく行われている。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予算措置の不足、遅れに起因する活動の遅延その他の支障は生じていない。 (UNDPから支援を得るなどして取り組まれている。) <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予算措置の不足、遅れに起因する活動の遅延その他の支障は生じていない。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予算措置の不足、遅れに起因する活動の遅延その他の支障は生じていない。

		<p>実施機関のオーナーシップ（C/Pの配置状況等）</p>	<p>C/P配置に対する配慮がなされている。 活動内容に高い関心を示している。 連絡・調整の対応が早く的確である。</p>	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - C/Pの配置については、WGメンバー配置が行われた。 - 法令データベース公開に関する活動につきC/Pが主導的立場にあった。 - 連絡・調整の対応は概して早かったが、一部の事項（システム設計図等の根幹にあたる部分）については、対応が得られないものもあった。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - C/Pの配置については、WGメンバー配置が行われた。 - WGメンバーの人事異動があった場合には、新たなWGメンバーが長期専門家の要請に応じて遅滞なく配置された。 - 2007年8月国別研修以前においてはWGメンバーのすべてが活動内容に高い関心を示していたとはいえなかったが、同研修以降は高い関心を示すようになった。 - C/Pの連絡・調整の対応は早く的確であった。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - C/Pの配置については、WGメンバー配置が行われた。 - WGメンバーの人事異動があった場合には、新たなWGメンバーが長期専門家の要請に応じて遅滞なく配置された。 - プロジェクト開始当時、C/P責任者の多忙により、連絡調整がスムーズに行われず、コミュニケーションに労力を要した面があったが、担当者の変更後よりスムーズに行われるようになった。 - 抵当法解説書及び民法（担保編）改正WGメンバーは活動に対して非常に高い関心を示した。
<p>ターゲットグループや関係機関のプロジェクトへの参加度合いやプロジェクトに対する認識は高いか。</p>	<p>各活動のターゲットとしている人材・機関が、本プロジェクトを有用な活動と認識しているか。</p>	<p>関係者などに事業内容が認知されている。 関係機関等との情報交換や共同企画等の動きがある（他ドナー、教育NGOなどを含む）。</p>	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法令データベースのターゲットは一般市民や企業家、学生等であるが、開設以来アクセス数を伸ばしており、徐々に認知されてきている。今後も広報活動や、利用のための研修を行うことが予定されている。 - 同法令データベース支援を2007年から開始したUNDPとは情報交換及び覚書をかわした。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 司法省と行政手続法支援を行っていることは、その活動、対外セミナー等を通じて、司法省、弁護士会、商工会議所、大学関係者、議会、他ドナーに認知されている。 - 支援分野が重なる、ないし関連する支援分野を有するGTZ、IFCとは情報交換を行った。タシケント法科大学、GTZ、弁護士会、商工会議所とは共同でセミナーを開催した。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法解説書作成は、同書発行後に司法省以外の関係者に認知されることが見込まれる。 - 民法（担保編）改正作業を支援していることは、関係者が集った円卓会議における報告を通じて認知された。 	

	<p>その他、プロジェクトの実施過程で生じている問題はあるか。</p>	<p>ある場合、その原因は何か。</p>		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト(国内支援委員会含む)が要請した情報が、国家機密を理由として(司法省の情報と一元化されて管理されているため)司法省より開示されず、日本側が提案したセキュリティ診断を行うことができなかった。セキュリティチェックの内容について十分に認識を共有していなかったことも原因である。 - 司法省法令データベース担当職員に対する国別研修の内容について、事前のコミュニケーションの齟齬により、司法省研修員の要望と研修受入先の準備した研修内容が一致していなかったため、研修員来日後に研修員の要望を取り入れた研修内容に修正する必要が生じた。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法の国会通過が予想よりも大幅に遅れ、施行準備支援が完了していない。ただし、行政手続法の国会通過の遅れはプロジェクトの外部要因である。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法の立法支援を予定していたにもかかわらず、プロジェクト開始時には抵当法案はすでに出来上がっており、国会に対し、意見書を提出するなどの活動は行ったが、プロジェクト開始後1年半は目に見える成果がなかった。 - プロジェクト案件形成に関わった短期専門家帰任(2005年4月)から、長期専門家着任(2005年10月)までの間、情報収集が十分ではなかったこと、プロジェクト開始後も、状況に照らした、迅速な活動内容の修正が行われなかったことが原因である。
<p>妥当性</p>	<p>必要性</p>	<p>プロジェクトは、対象国の地域・社会のニーズに合致しているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> - ウ国では独立以来、法整備が進められてきたが、近年、行政・経済改革の促進や立法権の強化に関する措置がとられ始めている。2005年1月には、従来の一院制から二院制議会に移行し、下院は、常設として従来の形式的なものから、実質的な立法機関への再編が進められている。これに関連し、今までの大臣会議令などの行政令によって決定されていた規則等も法制化される動きがあり、具体的な法制案が立法計画として策定されている。 - 立法計画の中心に措置するものが、企業活動の円滑化など経済発展に資する規範の立法化である。現状、企業活動にかかわる諸規則は、政令によって規定されているものが多く、規則間において矛盾や齟齬が生じている。ウ国では、行政機関による民間企業への不当な干渉(不当な査察、煩雑な会計書類、罰則規定の多様)がたびたび問題視されているが、その要因の一つには規則間の齟齬により多様な解釈が成り立ち得ることが指摘されている。 - このように、ウ国では、今後の経済発展のため、そのベースとなる法整備について具体的な取り組みを始めたところであるが、十分な知見を有しているわけではなく、依然として先進諸国からの知的支援を必要としている。

		ターゲットグループのニーズに合致しているか。		<ul style="list-style-type: none"> - 本プロジェクトのターゲットグループは司法省と企業家であるが、行政手続法や抵当法などの企業活動に関連する法令の整備を支援することは、同法令もしくは下位法令の整備を本来業務とする司法省のニーズに合致している。また、これら法令が整備されビジネス環境が改善すること、またデータベース支援により法令情報に容易にアクセスできるようになることは企業家のニーズに合致している。
	優先度	ウ国の開発政策との整合性はあるか。		<ul style="list-style-type: none"> - PRSP（当地名称はWelfare Improvement Strategy）において民間セクター、企業家支援は重点分野とされており、許認可等にかかる手続の明確化や実施規則を定めることが求められていることから、本プロジェクトはウ国の開発政策との整合性は確保されている。
		日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性はあるか。		<ul style="list-style-type: none"> - 我が国の対ウ国別援助計画では、重点課題の一つとして「市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」を挙げており、その中で「民間セクターから見て透明性、公平性の高い行政システムの構築」を目標に掲げていることから、本プロジェクトの日本の援助政策との整合性は高い。
	手段としての適切性：プロジェクトは、法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善されるために適切かつ効果的な戦略であるか	プロジェクトのアプローチは適切な選択か。	本プロジェクトのアプローチは、被援助国のニーズに合致している。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法令データベースの一般公開を通じて「市民の司法へのアクセスを高め」、かつ「法令データベースを利用して法令間の矛盾・齟齬を解消しやすくする」というアプローチを採った。このようなアプローチは、市民の司法へのアクセスが実際のところ困難であり、かつ法令間の矛盾・齟齬が問題となるウ国のニーズに合致している。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法の適正な実施を通じて、「行政行為の透明化・公正化を図ることで中小企業家を保護する」というアプローチは、行政の恣意的判断が企業活動を阻害しているウ国のニーズに合致している。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法作成作業を通じて「司法省職員のキャパシティ・ビルディングを行い、司法省職員が抵当法の問題点・改善点を理解する」というアプローチは、法律解釈の訓練を十分に受けていない法律家の能力向上、担保法制の整備というウ国のニーズに合致している。

		JICAの他のプロジェクトとの協力・連携は、適切に行われているか。その結果、何らかの効果を上げているか。	JICAの他のプロジェクトと協力・連携している。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 該当するプロジェクトなし。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 該当するプロジェクトなし。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 倒産法プロジェクトの注釈書は、抵当法解説書作成、民法（担保編）改正法案起草に際し参照している。 - 抵当法解説書には倒産法プロジェクト元専門家の論文を掲載する。 - 民法（担保編）改正法案において、倒産法の残された課題の一部の解決を試みている。
		他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか。	他ドナーの案件と協調している。相乗効果が期待できる。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本プロジェクトが機材を供与し、運用についての人材育成を行い、UNDPがデータ入力の人件費を負担することで、法令データベースの一般公開が可能となった。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法に起草段階から関わりその立法支援に重点を置くGTZと、行政手続法実施支援に重点を置く本プロジェクトによる相乗効果は期待できる。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 該当ドナーなし。
		直接のターゲットグループの選定は適正か（対象、規模など）。	技術的・物理的優位性を有している。プロジェクト成果を普及できる行政的又は法的的位置づけを有している。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が、整備され、運用が改善される」というプロジェクト目標を達成するに際しては、司法省は法令データベースを運用管理する法令情報センターを有し、かつ全ての法案の整合性をチェックする権能を有しており、司法省を直接のターゲットグループとしたのは適正であった。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクトの当初計画では司法省をC/P機関として行政手続法起草支援を行う予定でしたが、司法省は行政手続法の立法担当機関ではなかったため、起草を担当する法案起草委員会と法案についての意見交換を行うこととした。社会主義時代からの伝統で、司法省には、省庁の法令の適法性をチェックする権限がある。この権限を活用して省庁の命令が行政手続法の水準を満たしているかどうかを点検できる。ただ、日本の場合と同様に、強制力のある監督が行えるわけではないので、行政手続法と他の法令の整合性を確保することを司法省に指示する大統領府または大臣会議の決定があると、さらに有効なものとなる。

				<p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクトの開始時には、すでに抵当法の草案は国会に提出されており、司法省との活動では、成果を発揮できないため、起草委員会と活動を行った。抵当法解説書作成に関しては、司法省は、法のリテラシー向上、広報を行う権能を有しており、適正であるといえる。
		<p>直接のターゲットグループ以外へ波及性はあるか。</p>	<p>プロジェクト成果の普及の仕組みが整備されている。 プロジェクト成果がウ国全土に普及可能である。</p>	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - インターネットを通じて、全世界からアクセス可能である。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法案が成立すれば、普及が見込まれる。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法解説書出版後、関係省庁、大学等に配布予定であり、普及が見込まれる。
		<p>日本の経験・リソースの比較優位性はあるか。</p>	<p>類似の協力事例がある。 国内における技術的蓄積がある。</p>	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - JICAプロジェクトではないが、名古屋大学が類似のプロジェクトの経験がある。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本プロジェクト開始以前より名古屋大学で法整備支援に関する科研プロジェクトを開始したのを契機に、ウ国法制度の研究蓄積もあり、ウ国での人脈も築いてきた。本プロジェクトの国内支援委員には旧ソ連の法、その行政法を専門とする者もいる。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本プロジェクト開始以前より名古屋大学で法整備支援に関する科研プロジェクトを開始したのを契機に、ウ国法制度の研究蓄積もあり、ウ国での人脈も築いてきた。本プロジェクトの国内支援委員には、旧ソ連の法、社会主義法等を専門とする者もいる。
	<p>プロジェクト開始時点における、計画の組み立て(プロジェクトデザイン)の適切性 【本来は事前評価で検討すべき項目だが、本プロジェクトでは、終了時評価で検証を行う必要がある。】</p>	<p>上位目標、プロジェクト目標、アウトプットの内容は明確であったか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> - 上位目標、プロジェクト目標は、中小企業の発展のための法整備全体を包含する内容となっており、ひとつのプロジェクトで達成すべき内容としては、非常に広範な内容である。また、上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの記載が抽象的であり、指標も達成度を測る上で具体的には十分設定されていなかった。プロジェクト実施途中において、PDMを変更し、内容を具体化するとともに、指標を明確化した。

		因果関係 活動→アウトプット→ プロジェクト目標→上 位目標の関係が、手段→ 目的になっていたか。		- PDMを整理したが、上記のとおり、プロジェクト目標及び上位目標が極めて広範な内容であったため、十分に手段→目的の関係にはいたっていない。
		外部条件の設定は適切 か。		- プロジェクト目標が広範囲を包含する内容のため、外部条件の設定も広範なものとなった。
		3つのコンポーネント を一つのプロジェクト に構成したことは適切 だったか。		- 3つのコンポーネントは、企業の活動の発展のために不可欠な要素であり、法令データベースが起動活動の基礎インフラとして、企業活動に関係する法令情報を広く公開し、行政手続法が企業活動のための透明な手続きを保障し、抵当法が企業活動の活発化のための資金調達を整えるという関係にあり、同時に実施することによって、企業活動の強化が図れるといえる。ただし、実施体制としては、それぞれのコンポーネントのC/Pや日本側のリソースが異なっており、活動としても独立しているため、一プロジェクトとすることが不可欠だったとはいえない。
有効性	アウトプットは達成 されているか。			
	プロジェクト目標の 達成予測:法令情報が 広く社会に提供され、 中小企業の活動を保 証する法令が整備さ れ、運用が改善され る。	法令データベースは、法 令情報を広く社会に提 供しているか。		【法令データベース】 - ウ国法令を網羅した法令データベースがインターネットを通じて一般公開されているという意味で、法令情報は広く社会に提供されているといえる。
		行政手続関連法（行政処 罰法典、許認可手続法及 び行政手続法）が、中小 企業の活動を保証する 内容で整備され、適切に 運用されているか。		【行政法令】 - 行政手続法は国会審議中であるので内容及び運用について現段階でコメントできない。ただし、旧ソ連の遺制たる行政処罰法典が行政法であると認識されているウ国において、行政手続法の制定自体が、中小企業の活動を保証に資する。概して言えば、行政の示威的判断から市民の権利を保護する行政手続法は、旧来の市民及び企業を罰するための行政処罰法からのコペルニクスの転換である。また、施行後に向けて、下位法令、聴聞規則等の運用のための仕組みづくりもすすめており、成立後、適切に運用されることが、見込まれる。 - 行政処罰法及び許認可手続法については（まだ、立法計画に入っておらず、本格的な起草作業に入っていないことから、）具体的なインプットは行っていない。

		<p>抵当法が、中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されているか。</p>		<p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - これまで、民法でごく簡単にしか規定されていなかった抵当権について、70条近くの詳細な条文が制定され、中小企業を含む融資希望者が抵当権を利用するための環境が整備されたといえる。特に、被担保債権の範囲、抵当権設定契約の内容、抵当権設定登記、抵当目的物の保存・保険、後順位担保権、抵当権譲渡、抵当権の実行手続などに関するルールが具体的に定められ、明確にされたことは、中小企業の活動を保証するものである。中小企業としては、将来に向けた発展的な活動の展開のため、設備投資をしたり、あるいは原材料の調達などのために、多くの資金の供与を金融機関から得ることが要請される。そのためには、自己の有する財産の価値を最大限活用するための仕組みが整備されている必要がある。それは、後順位抵当権の利用可能性いかににかかっているといえる（第一順位の抵当権の被担保債権に比して、担保物件の価値が大であればその差額分については、なお担保目的としての利用価値があるはず）。後順位抵当権が安心して利用されるようになるためには、①被担保債権の範囲が明確になっていること（利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルールが法定されていること）、②公示方法が完備されていること、（抵当権の存在のほか被担保債権等も含め公示されていること）、③抵当権実行時における後順位抵当権への配当のための手続が整備されていることが重要である。 - 抵当法では利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルールを定めていないが、民法(担保編)改正法案で定める予定である。②公示については、抵当法ではなく抵当権の国家登記に関する仮規則が定めている。③後順位抵当権への配当のための手続は定められている。後順位抵当権設定や抵当目的物譲渡に制限が多かったり、居住用住宅に対する抵当権実行が不可能な場合があるなど、大企業に比べ信用力の小さい中小企業(抵当権設定者)よりも、金融機関(抵当権者)に重きを置いた制度設計となっている。しかしながら、居住用住宅に対する抵当権実行については民事執行法よりも要件を緩和しており、ウ国の基準からすると、中小企業が活動しやすくなる内容で作成されたといえる。 - 民法(担保編)改正法案起草支援においては、被担保債権の明確化(利息、遅延損害金等の被担保債権への組入れのルール)、共同抵当等後順位担保権者を保護するような制度設計を行っている。 - ウ国の水準からすると、居住用住宅に対する強制執行の要件を民事執行法より緩和するなど、中小企業の活動を保護する内容となっている。
		<p>プロジェクト目標の達成を阻害する要因はあるか。</p>		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - なし。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国会審議の遅れがプロジェクト目標の達成を遅らせている。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - なし。

		プロジェクト目標の達成を促進する要因はあるか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 司法省独自に行ったデータベースの普及・広報活動。プロジェクトで行った共同作業により人材育成がなされたことは、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクトで行った共同作業により人材育成がなされたことは、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクトで行った共同作業により人材育成がなされたことは、プロジェクト目標の達成に大きく貢献した。 - 若年層の家族への住宅供給の観点から、抵当法が政府・マスコミで取り上げられており、関心が高まっていること。
	因果関係	アウトプットは、プロジェクト目標を達成するために十分であるか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「広く公開される」ためにはデータベースの普及活動を活動として取り入れることが有益であったと考えられる（司法省独自に実施している） <p>【行政法令】【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - プロジェクト目標が広範な内容を包含するため、PDM改訂によって指標を整理した。
		アウトプットからプロジェクト目標に至るまでの外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。		<ul style="list-style-type: none"> - PDM修正時から現時点において特段の大きな変化は見受けられない。
効率性	アウトプットの達成度	アウトプットの達成度は適切か。	実績の部分に関しては計画値との比較	達成グリッド参照
		アウトプット達成を阻害した要因はあるか。		<ul style="list-style-type: none"> - 司法省の権限が政府内部において独自に確立しているとはいえ、重大事項については大統領府や大臣会議の移行に従う必要があり、プロジェクトにおける細部の決定や本邦研修参加者の決定についても司法省は単独で決定権を持たなかったことは、活動の遅れをもたらす場合もあった。
		アウトプット達成を促進した要因はあるか。		<p>本プロジェクトの後半期、長期専門家を1名増員したことにより、C/P側にそれまで以上に働きかけ（情報収集、本邦研修の実施の提案等）をすることができたことなどもあって、協働で作業をする環境（信頼関係の確立）が整えられたことが成果達成に貢献した。</p>

	因果関係	アウトプットを産出するために十分な投入、適切なタイミングであったか。	投入の不足又は不適切性に起因する遅延その他の支障が生じていない。	- 投入の不足又は不適切性に起因する遅延の支障は生じていない。
	コスト	類似プロジェクトと比較して、総投入コストは妥当であるか。	類似案件の総投入コストと比較して大幅な乖離がない。	- 他の法整備案件と比較して大幅な乖離はない。
インパクト	上位目標の達成予測： 市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。	1) 市場経済の発展を促進する民商事関連法、経済関連法及び行政関連法が市場経済の発展を促進する方向で整備されているか。 2) 民商事関連法、経済関連法及び行政関連法が市場経済の発展を促進する方向で整備されているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公開され続ければ、上位目標の達成に資する。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一般法であり、行政法の変化・進化をもたらすシンボル・システムである行政手続法の制定と実際の執行を通して、中小企業の活動が支援され、そして、市場経済が機能することを保障する基本的な個別の規制法律における行政手続法の水準が確保される。これは、支援の成果として、ウ国側が独自の努力で今後数年以内に達成できると考えられる。さらに、行政不服審査法、行政訴訟法、行政執行法、行政責任（処罰）法等の基本的な行政法の法制度が、行政手続法の適正手続の考え方を同様に導入した制度へと改善される橋頭堡となるが、こうした基本的な法制度の構築については、まだ、それにふさわしい十分の知識や技術がC/Pに備わっているとはいえない。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地法の私有化に係る諸問題の解決を図ること、また中小企業に資金が流れるように金融制度を改善することなどが必要であり、現時点では判断困難
		上位目標の達成を阻害する要因はあるか。		- 上記のとおり、行政法令及び民事法令に関しては、阻害要因がある。
	因果関係	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか。		- 当該プロジェクトの上位目標は、非常に広範な内容となっており、乖離が見られる。
		プロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。		- PDM修正時から現時点において特段の大きな変化は見受けられない。

	波及効果	上位目標以外の効果・影響が想定されるか。	実施前と比較して、実施後に変化がみられる。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法令データベースは司法省全体の業務の迅速化に役立っている。また、法令データベースにより、参照条文も明らかとなり、法令間の齟齬、法令の規定がない空白部分が明らかとなってきている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法がまだ上院上程中のため、明確なインパクトは発現していない。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法解説書で取り入れた利用者にわかりやすい工夫（事例を入れるなど）がほかの法律の解説書にも取り入れられている。
自立発展性	政策・制度面	政策支援は協力終了後も継続するか。		<ul style="list-style-type: none"> - 中小企業の活動を保証する法令の整備及び運用の改善に関しては、立法計画をみる限り、ウ国政府による政策支援は表明され続けると思われる。 - なお、ウ国において事業計画を決定するのは大統領府又は大臣会議であり、各省庁はそれら命令に従う構造となっている。したがって、司法省はプロジェクトで行った活動を発展させていくために必要な事業計画（短期・長期）を省令レベルで有することは可能であるが、それ以上は単独で決定することは困難である。 <p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大統領令で公開が指示されている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - まもなく行政手続法が採択予定である。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 民法担保編が改正予定であり、重点課題となっている。
		関連規制、法制度は整備されているか。整備される予定か。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公開を指示する大統領令が発布されている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 司法省は行政手続法の関連規則を整備する予定である。他の省庁は、大統領令又は大臣会議決定が下されるなどすれば、行政手続法関連規則を整備すると思われる。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 抵当法、担保法に関連する抵当登記法及び民法担保編の改正が本年予定されている。
	組織・財政面	協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 維持管理体制は保持している。また、維持管理費の確保のため、一部のコンテンツについて使用料をユーザーから徴収することを検討しているが、維持管理、システム更新に必要な経費が確保できるかは不明確である。 <p>【行政法令】【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 担当部長をはじめとし、高いイニシアティブを有しており、また司法省内でも有用な活動と認識されている。

		活動成果を普及していくための組織的枠組みは整備されているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - データベースの使い方についての国会議員、企業家、一般市民向けの広報・研修を実施しており、今後も予定されている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施行後に、一般市民や、実際の運用にかかわる機関への研修が予定されている。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 解説書の出版後、関係機関や大学に送付し、研修を行うことが予定されている。
		必要な事業計画(短期・長期)を整備しているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 計画という形では有していない。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施大綱(行政手続法施行活動計画案)案が作成されており、行政手続法採択後、司法省内でオーソライズされる見込みである。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 解説書がまだ完成していないため、現時点では有していない。
		実施機関のプロジェクトに対するオーナーシップは、十分に確保されているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - データベースの広報活動を司法省中心に進めており、オーナーシップは高いといえる。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政手続法が運用されるために必要となる下位法令の整備の必要性と取るべき手段について十分理解しており、オーナーシップは高いといえる。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法のリテラシーの向上、広報活動は司法省の本来業務として認識されており、解説書作成後に普及をしていくだけのオーナーシップは有していると考えられる。
		経常経費を含む予算の確保は行われているか。予算措置は十分に講じられているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 維持管理にかかる費用回収のため、2009年1月1日から一部の情報(法律、大統領令以外)を有料化する予定であり現在試算を行っている(ただし、有料でデータベースを公開している既存の企業があり、比較優位性を有することが必要となる)。維持管理に十分な利用料が取れなかった場合、どのような対応をとるのかはまだ十分に検討されておらず、定かではない。 - なお、UNDPが法令入力に関する人件費を支援しているが、今年12月で支援終了予定。

				<p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特段の問題は見受けられない。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特段の問題は見受けられない。
	技術面	ウ国において適用可能かつ実用的な技術が移転されているか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日常的に管理をしていくための技術力は移転されているが、日本側の見解では、数年後に必要となるシステムの更新に対応するのは難しいレベルである。 <p>【行政法令】【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - ウ国側、日本側の共同作業により、C/Pの理解が深まり、ウ国で実際に運用可能な能力が蓄積されたといえる。
		普及のメカニズムはプロジェクトに取り込まれているか。	関係者を対象とした研修実施の仕組みがある、技術移転の仕組み・教材などが準備されている。	<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現在、維持管理の担当者は1名のみ。データベースの使い方についての国会議員、企業家、一般市民向けの広報・研修を実施しており、今後も予定されている。 <p>【行政法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施行後に、一般市民や、実際の運用にかかわる機関への研修が予定されている。 <p>【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 解説書の出版後、関係機関や大学に送付し、研修を行うことが予定されている。
		C/Pスタッフの多くが、プロジェクト終了後も実施機関に残る見通しはあるか。		<p>【法令データベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 同部署は異動が少ないので、その可能性が高い。 <p>【行政法令】【民事法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 異動辞令等C/P個人の意思に依らない要素が大きい。
		資機材の維持管理は適切に行われているか。	データベース	<ul style="list-style-type: none"> - 日常的な維持管理は適切に行われている。しかし、数年後にシステム全体の更新が必要となる。

9. 質問票および回答

C/P に対する質問票およびインタビュー取りまとめ結果（法令データベース）

〔実績の検証〕

1. 本プロジェクトの「成果(Output) 1-1、1-2」は計画通り産出されると考えていますか。そうでないとする場合、具体的内容及び原因をお答えください。

※上位目標：市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。

※プロジェクト目標：法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。

※成果（Output）

- 1-1 法令データベースが公開される。
- 1-2 法令データベースの維持管理が行われる。
- 2-1 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。
- 2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱及び聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。
- 2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。
- 2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。
- 3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。
- 3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。

→はい。

2. 司法省の法令データベースは、法令情報をウズベキスタンの社会に広く提供していると考えますか。稼働時間（ログ記録）、アクセス数（利用状況）、情報のアップデートの状況について、回答願います。

→2008年7月7日付の回答内容参照。2002年政府レベル決定により、法務情報センターが設置された。主たる設置目的は、データ整備と維持であり。技術面、データ整備面でさまざまな活動が行われてきた。プログラムソフト、データ処理方法についても開発されてきた。

2007年にはJICAの協力を得てネットワーク機材の購入が行われ、ネットワークに載せることができるようになった。このような法令データベースの設置によって、広範囲の使用者に17,000を超える法令が提供されている。（17,000は、ロシア語・ウズベク語2つあれば2つとして、カウントされている。現行法令のみならず、旧法も掲載されている。）また、人々に知らしめるための活動、新聞、雑誌への記事の掲載も実施してきた。プログラムソフトの展示会（2008年5月）でも展示した。テレビでもインタビューを放映し

ており、それ以外にもさまざまな取り組みを準備している。

さらに、研修トレーニングを各州で実施することを予定している。タシケントにおいてはすでに開催しており、企業、省庁の担当者を対象として実施している。国会議員に対しても、すでに2日間のトレーニングを実施しており、非常に高い関心があった。

アクセス数については、まだ満足していない。もっとできたのではないかと考えている。今月減っているのは、夏休みの影響などであり、今後さらに広告を予定している。法令の数について17,000を現在までに載せられたのは予想以上。今年中には18,000を超えるだろう。新規に採択された法令だけでなく、今年度中に採択された最高裁、SECの総会決議も載せていこうとしている。国際約束、条約も載せ始めている。法令（ロシア語・ウズベク語それぞれカウント）20,000以上。すべてを載せていく予定。地方の条例も今後載せていきたい。

〔実施プロセスの検証〕

3. プロジェクトの実施過程において、データベースの違法ソフトの問題が発覚し、法令データベース公開直前にプロジェクトの予算で正規ライセンスを購入しましたが、同対応は適切であったと考えますか。

→他のメーカーが作ったプログラムの合法性を確保するためには、プログラムソフトのライセンスを購入しなければならない。オラクルのライセンス取得は法律に従ったものである。こういった組織でも、プライドがあれば、合法的なソフトを使用することは必要。特に司法省は、国民に法の遵守を求める立場。すべて法に基づいた立場である必要があると認識している。

4. 2007年3月派遣の短期専門家のデータベースにかかる現況調査にて法令データベースのセキュリティの脆弱性が指摘され、その後、日本側よりデータベースのセキュリティ診断作業実施の提案をしましたが、作業が実施されませんでした。この原因について、どのようにお考えですか。

→セキュリティ診断ウズサートで実施した。ウズサートは政府決定で設置された政府系組織である。設置目的は国家機関のシステムのセキュリティチェック。無償でチェックしており、このデータベースもその審査を行った。その結果によれば、システムにおいては、潜在的な脆弱性は発見されなかった。また、ウズサートからの勧告によりシステム強化の作業を実施した。サイト上にウズサートのロゴを付けている。セキュリティのモニタリングも実施している。

日本側からの提案に答えられなかったのは、法令データベースが司法省がもっているすべてのシステムと統合されたことにより、法務総合センターの権限を越えたためである。また、セキュリティ診断は当初の計画に明示されていなかった。

5. 本プロジェクトにおいて本邦研修を実施し、法務情報センター職員に対して、データベース本体やセキュリティシステムの設計・開発および維持管理にかかる技術指導がおこなわれましたが、このような方法を採用したことについて問題はありましたか。問題があった場合は、具体的に指摘願います。また、この本邦研修において、直面する課題の解決がなされたかどうかについてもお答え下さい。

(ウズベク語で書かれた研修レポートを参照しつつ回答)

→研修の目的は職能向上であり、オラクルの運用、オラクルを使用したプログラムの開発、情報セキュリティを開発するための研修であった。

研修はクレストックにおいて実施され、その研修を通じて、セキュリティ確保のためのさまざまな取り組みを理解することができた。残念ながらオラクルを扱う専門家はいなかったため、研修中は、セキュリティチェックを中心に勉強し、もう1名はマイウエアという別のソフトの研修をした。数日間、オラクルについても学んだ。オラクルの研修をしたいということについては、プロジェクト開始時や、研修前のテレビ会議、書面でも伝えていた。

6. ウズベキスタン側のプロジェクトのマネジメント体制について、司法省内部やウズベキスタン側 WG メンバーとの間における情報共有や連絡体制に何か問題がありましたか。また、日本側の長期専門家との間における情報共有や連絡体制に、何か問題はありましたか。問題があった場合、その内容及び原因をお答えください。

→日々のコミュニケーションについては、情報共有等について問題はなかった。

7. 司法省は本プロジェクトの業務量に見合った C/P の人数を配置したと考えますか。また、業務内容に見合った能力のある C/P を配置したと考えますか。問題があった場合には、適切に入れ替えを行いましたか。異動等で欠員が生じた際には補充が行われましたか。

→作業量にあわせて解決された。見合った配置がなされた。

ミニッツにおいては、4名が WG となったが、部分的にはほかの職員の手を借りたこともあった。UNDP のプロジェクトも実施されている。日本は技術的サポートを重視し、UNDP は法律の専門家への支援、インターネットのソフトの管理の側面が強い。

4名が固定メンバーで維持管理にあたっており、入力を実施しているのは約10名で、常勤している。司法省から3人、法情報センター3人、契約でも数名。

8. 法令データベース分野の WG の役割および活動実績について、いつどのような活動を行ったか具体的に回答願います。

→WG はそれぞれがマネージメント、セキュリティ、統括等役割を持ち、全体を管理していた。同じ場所で勤務しているため、日常的に情報共有しており、集まる必要はなかった。

9. 本プロジェクトは司法省にとって有用な活動と認識していますか。司法省内において本プロジェクトの内容は認知されていますか。また、ウズベキスタンの他の機関とプロジェクト活動に関する情報を共有していますか。具体的にどのような部署、機関から認知されているかお答えください。

→法令データベースは政府の決定に基づいて整備された。すでに、本プロジェクトの成果は司法省職員が仕事上で使う道具となっている。国会も大きな関心を示している。

また、インターネットを通じて、アクセスできるようになったことで、国会、法人、私人の間で関心が高まっている。

ユーザー管理はしていないが、法律家、一般市民、農家や銀行や外国の企業があると思われる。

10. プロジェクト開始時に更に検討しておくべき事項はなかったでしょうか。プロジェクト実施中に生じた問題は、プロジェクト開始時に検討することにより避けることができたでしょうか。具体的に回答願います。

→JICA とのプロジェクトが開始される以前から、システムについての構想は練られていたが、技術的な問題がプロジェクト開始後にタイムリーに解決された。

政府レベルの決定が 2000 年にあり、2003 年にそれらしいシステムができたが、内部のみで利用するもので、法令データを入力していくだけのものだった。実施すべき内容は認識していたが、資金と技術を要した。

[プロジェクトの妥当性]

11. 本プロジェクトでは法令データベースの整備を実施しましたが、この分野はウズベキスタンにおける企業活動の発展のために必要であると考えますか。また、今後、企業活動が発展するためには、上記分野以外にどのような法整備を実施することが必要と考えますか。具体的にご指摘ください。

→企業家、その他の利用者たちに法律的な性格を持つ決定事項についてタイミングよく知らせることは、彼らの利益に無条件にかなうものである。法令データベースは、企業に関連するものだけでなく、あらゆる法令を扱うものである。

12. 本プロジェクトの内容である法令データベースの整備は司法省のニーズに合致していると考えますか。また、受益者である企業家のニーズにも合致していると考えますか。理由をそえてお答え下さい。

→9、11 参照

13. 本プロジェクトは「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。」ことを目的としていますが、本プロジェクトで法令データベースの整備を実施したことは上記目的を達成するために適切であったと考えますか。

→国会からの幅広い関心があることを考えると、法令データベースはプロジェクト目標全体の達成に役立つものである。

〔プロジェクトの有効性〕

14. 法令データベースに関し、プロジェクト目標の達成を阻害する要因はありますか。具体的に回答願います。

→利用者がまだ十分に法令データベースを知らないこと。普及のためのキャンペーンを実施していきたい。使い方のトレーニングも進めていきたい。

15. 法令データベースに関し、プロジェクト目標の達成を促進する要因はありますか。具体的に回答願います。

→司法省の上層部のよき理解とサポート。人事面や、場所の提供等全面的なサポートもある政令によって行政機関はデータベースにアクセスしなくてはならないという義務もある。

〔プロジェクトの効率性〕

16. 法令データベースに関し、アウトプット達成を阻害する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→ない。時間が足りないことが問題ではある。

17. 法令データベースに関し、アウトプット達成を促進する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→15 の回答参照

18. 日本からの短期・長期専門家の派遣の期間・人数・タイミング、本邦研修の実施の回数・対象人数・タイミング、供与機材の内容・タイミングについて、十分かつ適切であったと考えますか。そうでないとする場合はどのような点において十分もしくは適切でなく、プロジェクトにどのような影響を与えたか具体的に指摘願います。

→研修内容については5 参照

〔プロジェクトのインパクト〕

19. 本プロジェクトの上位目標の達成を促進又は阻害する要因はあると考えますか。

あるとお答えの場合は具体的な要因をお答え下さい。

→ない。

20. 本プロジェクトが実施されたことによって、プロジェクトが想定していなかった効果や影響が見込まれますか。司法省における効果・影響と司法省以外（政府機関、教育機関、民間セクター等）における効果・影響について、それぞれお答えください。

→法令データベースは法律の普及、整備の道具となっている。「白いしみ」（法令間の矛盾や空白）が明白になった。参照条文をつけているが、参照しても、規律されていないものがあることがわかり、法体系の欠陥が明らかになり、ひとつの規定がいろいろな法律にかかれていたり、その内容が相反するような内容になっていることがわかるようになった。法令の注釈（参照条文や注）があるため、決定を行う際の作業スピードがあがる。

〔プロジェクトの自立発展性〕

21. 本プロジェクト終了後も法令情報の社会へ提供するため、法令データベースの運営管理を行う司法省法務情報センターに対して、引き続きウズベキスタン政府による予算措置等の支援は行われますか。また、維持管理に必要な技術力を同センターは十分に有していると考えますか。

→終了後も、自分で管理し、費用回収をする方式（独立採算）に移行していく予定である。データベースの一部の情報、すなわち、国全体の法律ではなく、省令、下位法令、条例を有料化する予定。無料に残るものとしては憲法、法典類、法律、政府決定の一部。大統領決定も無料のまま残る。

2009年の1月から有料化予定だが、料金に関しては1ユーザーから1日30セント程度を考えており、試算は今やっている。

あくまで、商業的利益ではなく、維持運営できるような金額を設定する。

市場の動向について、民間の法令情報提供のプライスリストは確認している。

民間の技術力は、司法省のものとは異なる。民間は、法令をデータとして売っているが、インターネットを通じたソリューションとはちがう。司法省のデータベースは、常に情報が更新されており、ユーザーは常にアップデートされた情報を見ることができる。

ハードの入れかえが必要になる時にどのように対応するか、データベースの有料化によって、どこまでカバーできるかまだわからない。維持管理、減価償却、ハード更新等いろいろあると思われる。関連職員の人件費もあると思われる。財務担当者は、現在積算中。まだ、ハード更新にどの程度使えるかわからない。ユーザー数にもよる。

少なかった場合は、法令情報センターの予算でまかなう予定であるが、できるだけ、維持管理を独力でやっていく予定。（予算面では司法省と独立）

22. 司法省は法令データベースの運営、維持管理および開発に必要な事業計画（短期・長期）を有していますか。有している場合は内容を具体的にお答え下さい。

→2009年10月までの業者との契約によって維持管理が行われている。2009年以降も契約を更新していく予定。プログラムの開発を行っているニホールという会社との契約で、このプログラムの開発者である。

23. 本プロジェクトでは今後ウズベキスタンにおいて、司法省法務情報センターが独自にデータベース本体やセキュリティシステムの設計・開発および維持管理を行っていくために必要な技術が移転されたと考えますか。

→はい。

24. 本プロジェクトでは活動の成果を普及していくための関係者を対象とした教材などが十分に整備されたとお考えになりますか。

【法令データベースで「教材」等を作成したか？具体的なものがないなら、この質問は、質問23に収斂されるのではないか？】

→UNDPのプロジェクトで現在教材（ユーザーマニュアル）が作成されつつある。もともとは150ページ程度あるマニュアルを一般ユーザーのために簡易化する予定。

25. 本プロジェクト協力期間終了後もプロジェクトのC/Pは引き続き司法省に残って関連の業務を継続する予定でしょうか。

→はい、残ります。

26. 本プロジェクトで供与したデータベースおよびネットワーク機材は十分活用されていますか。維持管理は適切に行われていますか。また、今後の維持管理計画は策定されていますか。

→プログラムソフト、機材の維持管理はしかるべく行われている。

オラクルに頼らない独自のシステムの開発については、現在では、システム全体のプログラミングを自力で行うことはできないので困難。財政的に安定してきたら、再度考える。

27. その他、自立発展性を阻害する要因はありますか。

→ない。

28. その他、プロジェクトのここまでの成果及び今後の課題について、何かご意見があればご指摘願います。

→2008年6月7日付のレターに情報を提供している。

以 上

C/P に対する質問票およびインタビュー結果取りまとめ（行政法令分野）

〔実績の検証〕

1. 本プロジェクトの「成果(Output)2-1、2-2、2-3、2-4」は計画通り産出されると考えていますか。成果2-1から2-4までのそれぞれにつき、お答えください。産出されるとお考えの場合には、どうしてそのように評価できるのか、具体的な理由もお答えください。産出しないとお考えの場合には、その具体的内容及び原因をお答えください。

→達成されるであろう。企業家にとって最大限の情報が提供される。

PDM（2008/3改訂版）プロジェクトの要約部分

<p>※上位目標：市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。</p> <p>※プロジェクト目標：法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。</p> <p>※成果（Output）</p> <p>1-1 法令データベースが公開される。</p> <p>1-2 法令データベースの維持管理が行われる。</p> <p>2-1 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。</p> <p>2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱及び聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。</p> <p>2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。</p> <p>2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。</p> <p>3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。</p> <p>3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。</p>
--

2. 行政手続法が中小企業の活動を保証する内容で整備され、適切に運用されると考えますか。具体的に、どのような定めがあるから（又はどのような定めがないから）、中小企業の活動を保証する内容（又は保証しない内容）と評価できるのでしょうか。また、適切に運用される（されない）とお考えになる理由も、具体的にご回答ください。

→行政手続法は、行政機関が不当に介入させないように保障する内容となっている。

現在、国会で審議されているところであり、委員会レベルで会議が開催され審議が行われてきた。委員会の審議過程には、関係省庁、大学教授、世界経済大学、内務省アカデミー、貿易大学校から参加した。

下院で74から34に条文が削られたが、もっとも大切な部分は残っており、この法律の主たる概念・目的も残っている。上院で、下院で削られた通常手続き、簡略手続きが復

活した。また、聴聞の根拠になる条文は残っており、処分の名宛人が手続きに参加できる条文、不服申し立ての手続きも残っている。また効力の及ぶ範囲も変わっていない。条文の復活には、司法省、起草委員会のメンバーが上院のメンバーを説得して戻した。市橋先生と起草委員会のメンバーと一緒に上院に1月ごろ、ちょうど審議を行っていたときに説明に行ったことがある。委員会は、直近では5月に実施した。公式ではないが8月には本会議に上程される予定。7月か8月にもう一度WGが呼ばれる見込み。上程されれば、大体1ヶ月以内に、採択されることになる。いつ発効させるかが問題。2008年8月に採択されれば、2009年の1月から施行となろう。6ヶ月ぐらい準備期間として、いくつか新しい下位法令作ったり、修正したりする必要があり、また、実際に運用する人や一般市民への周知も必要と考えている。

〔実施プロセスの検証〕

3. プロジェクトの実施過程において、プロジェクト開始時には想定していなかった問題が発生しましたか。具体的にお答えください。そのような問題に対し、プロジェクト活動に係る軌道修正は適切に行われましたか。具体的にお答えください。

→実施過程において、問題は発生しなかった。計画した活動は計画通り、実施されている。

本邦研修や専門家派遣の際、見解の相違があり、厳しい意見のやりとりはあった。執行のためのスキームが必要という日本側の意見あったが、理解していたイメージが違っていた。本邦研修で誤解していたことが分かり、計画を修正した。

また、聴聞規則について、日本にいてみて、協議をした結果、すべてではないが、ウズベキスタン側で考えていたイメージが正しくないことが分かり、修正していったということもあった。

正しい道を選ぶにおいて、役立ったのは、日本の実践、先生からの提言であった。

直接日本側の先生とロシア語でやり取りできるのも大きかった。

4. 司法省は行政手続法の起草を担当していなかったため、プロジェクト開始当初の立法支援の段階では、日本側専門家は大統領令によって設置された法案起草委員会と法案についての意見交換を行いました。このような対処は適切だったとお考えですか。

→はい。このような対処は適切であった。

5. 行政手続法の制定に時間を要しているため、法律の制定前から、下位法令の起草支援等の施行のための支援を行いました。このような対処は適切だったとお考えですか。

→はい、この対処は適切であった。法律に不備があった場合に下位法令が補うことがあり、下院でいくつかの条文が削られた際に、空白部分を下位法令で補うことで対処したことがあった。聴聞規則は、補うために有益であった。条文が削られるほど、下位法令で準

備することができるともいえる。特に聴聞規則が削られた部分に合致した。聴聞規則がなければ、法律の透明性を保てなかったと考える。

6. 本プロジェクトでは、以下のような技術移転の方法を採用しましたが、その方法は適切でしたか。適切とお考えの場合には具体的にどのような点が適切であったか、適切でないとお考えの場合には具体的にどのような点が適切でないか、ご回答ください。

- ・短期専門家がウズベキスタンを数回訪問し、法案起草委員会と討議を行い、双方の意見を交えながら共同作業にて法案の検討を行う方法。
- ・C/P が日本に訪問し、日本の例を参考にしつつ、日本側関係者との共同作業で、聴聞規則や行政手続法施行活動計画を作成する方法。

→はい、この方法は適切だった。

日本側から、聴聞規則・アクションプランを作成する過程で日本側から、提言が得られた。具体的には…すべてについて常に交換を行ってきた。

7. 上記6. に記載した方法により、直面する課題の解決がなされましたか。具体的にお答えください。

→聴聞規則、活動規則の作成過程で日本側 WG から提言が得られた。

8. ウズベキスタン側のプロジェクトのマネジメント体制について、司法省内部やウズベキスタン側 WG メンバーとの間における情報共有や連絡体制に何か問題がありましたか。また、日本側の長期専門家との間における情報共有や連絡体制に何か問題はありましたか。問題があった場合、その内容及び原因をお答えください。

→いいえ、問題は発生しなかった。

9. 司法省は本プロジェクトの業務量に見合ったC/Pの人数を配置したと考えますか。また、業務内容に見合った能力のあるC/Pを配置したと考えますか。問題があった場合には、適切に入れ替えを行いましたか。異動等で欠員が生じた際には補充が行われましたか。

→若干の人の動きはあったが、プロジェクトの進行にマイナスにはならなかった。

限られた定員、予算内でやっていったが、プロジェクトと司法省業務を一緒にすることでネガティブな結果にはならなかった。残業をすることもあったが問題はなかった。

10. 行政手続法分野のWGの役割および活動実績について、いつどのような活動を行ったか具体的に回答願います。

→行政手続法法案作成に関するセミナー（討議）がWG（日・ウズベキスタン共同）により実施された。（活動実績参照）

11. 本プロジェクトは司法省にとって有用な活動と認識していますか。司法省内において本プロジェクトの内容は認知されていますか。また、ウズベキスタンの他の機関とプロジェクト活動に関する情報を共有していますか。具体的にどのような部署、機関から認知されているかお答えください。

→このプロジェクトは司法省にとり、非常に大きな意義がある。外務省、対外経済貿易省との間で情報を交換している。国会、大統領府、大臣会議、法科大学とも意見交換している。なお、国会に法案提出する前に、省庁との協議を行っている。15の省庁、中央銀行等が入っており、調整作業に入ってくる人々は準備について認識している。

12. プロジェクトの当初計画では司法省を C/P 機関として行政手続法起草支援を行う予定でしたが、司法省は行政手続法の立法担当機関ではなかったため、起草を担当する法案起草委員会と法案についての意見交換を行うこととなりました。このような問題が生じた原因は何であると考えますか。このような問題が生じないようにプロジェクト開始時にプロジェクトの計画について更に検討すべき事項がなかったのでしょうか。また、プロジェクト開始時に行っておくべきであったことがあれば、具体的に回答願います。

→プロジェクトの計画を見直したほうがよかった。法律を採択後にどのような方策、活動を行うべきかについて、開始時にはそれほど計画されていなかった。プロジェクトの内容に取り込んでおく必要があったのではないか。運用に向けてパンフレット・コメントリー作成を考えている。

[プロジェクトの妥当性]

13. 本プロジェクトでは行政手続法の起草・施行支援を実施しましたが、この分野はウズベキスタンにおける企業活動の発展のために必要であると考えますか。また、今後、企業活動が発展するためには、上記分野以外にどのような法整備を実施することが必要と考えますか。具体的にご指摘ください。

→許認可分野における法体系を改善する必要があると考える。

ウズベキスタンにはライセンスの発効を必要とする手続きのリストが国会で定められている。企業家の権利擁護、環境保全のための重要な行政手続きのひとつであり、ライセンス発効は重大な環境汚染等起こさないための手段である。ライセンスとは別に証明書の発行や、許可もあり、同じ1つの活動であっても、ライセンス、証明書、許可すべて必要とするものがある。この点の整理が必要と考える。現行法ではある行為のため、ライセンスは必要とするが、本当に必要なのかといった活動も含まれている。

14. 本プロジェクトの内容である行政手続法の起草・施行支援は司法省のニーズに合致していると考えますか。また、受益者である企業家のニーズにも合致していると考えますか。理由をそえてお答え下さい。

→すでに他の質問で回答済み。

15. 本プロジェクトは「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。」ことを目的としていますが、本プロジェクトで行政手続法の起草・施行を支援したことは上記目的を達成するために適切であったと考えますか。

→はい。

[プロジェクトの有効性]

16. 行政手続法に関連する事項について、プロジェクト目標の達成を阻害する要因はありますか。具体的に回答願います。

→いいえ。プロジェクト目標を阻害するような要因はなんらない。国会審議の遅れが阻害ではなく遅らせる要因になっている。

17. 行政手続法に関連する事項について、プロジェクト目標の達成を促進する要因はありますか。具体的に回答願います。

→ある。そういった要因のひとつとして、市民・行政機関の職員の法意識が向上していることがある。

[プロジェクトの効率性]

18. 行政手続法に関連する事項について、アウトプット達成を阻害する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→なし。成果を阻害するような要因はなんらありません。国会審議の遅れが阻害ではなく遅らせる要因になっている。

19. 行政手続法に関連する事項について、アウトプット達成を促進する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→17の回答参照。

20. 日本からの短期・長期専門家の派遣の期間・人数・タイミング、本邦研修の実施の回数・対象人数・タイミングについて、十分かつ適切であったと考えますか。そうでないと考える場合はどのような点において十分もしくは適切でなく、プロジェクトにどのような影響を与えたか具体的に指摘願います。行政手続法について回答願います。

→はい。

〔プロジェクトのインパクト〕

21. 本プロジェクトの上位目標の達成を促進又は阻害する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答え下さい。

→阻害要因はなんらない。

22. 本プロジェクトが実施されたことによって、プロジェクトが想定していなかった効果や影響が見込まれますか。司法省における効果・影響と司法省以外（政府機関、教育機関、民間セクター等）における効果・影響について、それぞれお答えください。

→ない。

〔プロジェクトの自立発展性〕

23. 本プロジェクト終了後も法令情報の社会への提供、中小企業の活動を保証する法令の整備および運用の改善について、ウズベキスタン政府による下記のような政策の実施や関連規則・法制度の整備はなされる予定でしょうか。また、下記以外にも、関連する事項がありましたら、ご回答ください。

- ・行政行為を出すまでの手続過程の透明性が確保される、また、免許を取り消されるなど、不利益を被った人が反対意見を出すことができる制度が整備される。
- ・免許取り消し等の行政行為を出す際に理由を開示する制度が整備される。
- ・行政手続法が許認可を有する他の機関にも普及される。

→はい。質問表で提示された方策がとられるだろう。また企業家・国民に法律の規定が説明されるだろう。日本側から言われなくても、その後の行動計画（アクションプラン）の中に書かれている内容である。現時点ではあくまで行動計画案であるが、施行後に司法省内でオーソライズされる予定である。

24. 司法省は、許認可権限を有する他省庁等に対し、行政手続法を普及する権限、機能を有していますか。また、司法省はそのような能力を有しているとお考えになりますか。理由をそえてお答え下さい。

→法律に関する知識を向上させたり、広報を行うことは、司法省の主要な業務である。行政手続法はウズベキスタン全国で機能し、その広報、解説や説明、いろいろな方策が採られるだろう。

また、司法省は、法令登記部を有し、国として法律を登録するために全省庁の省令すべて審査している。10名程度の部署で、1年間で300～400法令程度を審査している。250程度は問題点にコメントをつけて差し戻す。大体1ヶ月ぐらいかけて一つの省令を審査している。10名それぞれが専門に応じて担当する。この部署の承認がない限り、登記されないので必ず、考慮に入れて作り直す必要がある。

行政手続法採択後、法令が行政手続法のレベルを満たさなければ、法令審査の段階で差

し戻すことができる。

ただし、法令の執行のコントロールは政府の役目であり、法令の適用、正しく執行されているか確認するのは検察庁である。

法令の採択という意味では司法省。行政機関の法令はすべて、法令審査を行い、国家登録がなされる。

行政手続き法採択後は、大臣会議等かなり上の機関から執行が正しく運用されているかの監督機能がおそらく司法省が担当することになるのではないかと考えられる。

法令データベースの公開により非常に作業が効率的になった。省令全部法令が法令審査部にくるので、データベースにまわせる。

25. 司法省はプロジェクトで行った活動を発展させていくために必要な行政手続法にかかる事業計画（短期・長期）を有していますか。有している場合は内容を具体的にお答え下さい。

→いいえ。採択後、実行計画がオーソライズされれば計画がたてられる。

26. 本プロジェクトによって、今後ウズベキスタンにおいて行政手続法を施行するために必要な事項（例えば、下位法令の起草のポイント等）について、知識が獲得されたと考えますか。理由をそえて回答下さい。

→はい。

27. 本プロジェクトでは活動の成果を普及していくための関係者を対象とした研修・セミナーの実施や教材などが十分に整備された（される）とお考えになりますか。理由をそえて回答下さい。

→はい。

28. 本プロジェクト協力期間終了後もプロジェクトの C/P は引き続き司法省に残って関連の業務を継続する予定でしょうか。

→人事異動や、変更、現時点ではなんともいえない。人がかわっていても、プロジェクトの根幹は残る。司法省は今後の協力に関心を持っている。

29. その他、自立発展性を阻害する要因はありますか。

→ない。

30. その他、プロジェクトのここまでの成果及び今後の課題について、何かご意見があればご指摘願います。

以 上

C/P に対する質問票およびインタビュー取りまとめ結果（民事法令分野）

〔実績の検証〕

1. 本プロジェクトの「成果(Output)3-1、3-2」は計画通り産出されると考えていますか。成果3-1、3-2のそれぞれにつき、お答えください。産出されるとお考えの場合には、どうしてそのように評価できるのか、具体的な理由もお答えください。産出しないとお考えの場合には、その具体的内容及び原因をお答えください。
→計画通り達成されるであろう。企業家たちへの最大限の法的支援がなされる。抵当法の規定や、様々な法令、とりわけ、民法典、倒産法（個別の規定と民法典上規定）に合致するように提言がなされている。3-2について、解説書の発行直前まできている。民法典の抵当にかかわる部分の修正が現在行われている。また、倒産法の抵当法にかかわる部分について整合性を合わせるべきとの日本側からの提言がなされ、現在修正案が準備されつつある。倒産法の修正は、抵当法との関連で矛盾が生じないようにするための一連の流れにある。

PDM（2008/3改訂版）プロジェクトの要約部分

- ※上位目標：市場経済が機能する基本的な法制度が改善される。
- ※プロジェクト目標：法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。
- ※成果（Output）
 - 1-1 法令データベースが公開される。
 - 1-2 法令データベースの維持管理が行われる。
 - 2-1 行政手続関連法（行政処罰法典、許認可手続法及び行政手続法）の草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。
 - 2-2 行政手続法の求める下位法令（実施大綱及び聴聞規則モデル等草案）が、中小企業が活動しやすくなる内容で準備される。
 - 2-3 中小企業向きに行政手続法が広報される。
 - 2-4 公務員に行政手続法運用に対する理解が促進される。
 - 3-1 抵当法草案が、中小企業が活動しやすくなる内容で作成される。
 - 3-2 司法省担当部局において、抵当法の理解が促進され、改善点が認識される。

2. 抵当法が利用しやすくなり、中小企業の経済活動が活性化する内容で整備され、適切に運用されていると考えますか。具体的に、どのような定めがあるから（又はどのような定めがないから）、中小企業の経済活動が活性化する内容（又は活性化しない内容）と評価できるのでしょうか。また、適切に運用される（されない）とお考えになる理由も、具体的にご回答ください。

→セミナーやラウンドテーブル等が行われたため、抵当法は広く知られるものとなった。運用が正しくなされているかについてはモニタリングの必要があり、現時点では答えられない。金融機関がどのように扱っているか、住宅ローンに反映されているか確認してみないとわからない。モニタリングは法令運用のモニタリングを担当している国会の委員会や、司法省では法令モニタリングセンターが実施している。

また、適切な運用のため、抵当法解説書を教育機関などで活用する予定。まだ公表されていないので、具体化はしていないが、公表され次第、一般の教育機関だけでなく、法科大学等でも活用することを考えている。

〔実施プロセスの検証〕

3. プロジェクトの実施過程において、プロジェクト開始時には想定していなかった問題が発生しましたか。具体的にお答えください。そのような問題に対し、プロジェクト活動に係る軌道修正は適切に行われましたか。具体的にお答えください。

→計画通り行われている。

→解説書作成過程において特段問題はなかった。

プロジェクト開始の遅れによって、抵当法起草へのインプットができなかった点については、ウズベキスタン側でも、日本側の準備に時間がかかることの認識が十分ではなく、予測が正しくはなかった。抵当法がこれほど早く起草されるとは、という感はウズベキスタン側でもあった。

このプロジェクトの中では、直接抵当法の起草にかかわってはいないが、国会の委員会の中でも日本側の提言をもとに司法省から、国会の委員会に提言を行った。

4. プロジェクト開始時には既に法案が完成しており、当初計画していた起草支援ができなかったため、解説書の作成（理解の促進）に支援内容を切り替えましたが、これは適切だったとお考えですか。

→このような措置は適切であった。作成された解説書では説明が行われており、引用されている規定が明らかにされている。多くの人はこの法律の存在は知っているが、この法律の本質や持ちうる意味を理解していない。解説書の作成はこの法律の本質をより明らかにしてくれるだろう。注釈書や解説書を作った実績としては、市民による申立を定めた申立法についても解説書をつくっている。調停裁判法についても解説書が作られている。企業家の権利擁護法の解説書も MOJ で作った実績がある。企業家の権利擁護法の解説書は抵当法解説書と同様の形式（倒産法…条文ごとのコメントリー、抵当法…プロセスの概要を説明したもの）である。企業家同士の紛争を扱う法の解説書は出版を待つ段階。

企業家の権利擁護法の解説書は、抵当法の解説書を作成した過程の経験を基に、もともと

と作成していたもののスタイルを変更した。(2007年12月から、IFCの支援、商工会議所の協力を得て。)

5. 本プロジェクトでは、以下のような技術移転の方法を採用しましたが、その方法は適切でしたか。適切とお考えの場合には具体的にどのような点が適切であったか、適切でないとお考えの場合には具体的にどのような点が適切でないか、ご回答ください。

・司法省職員の作成した原稿について、日本側がコメントし、司法省職員がコメントを考慮のうえ修正した後は、日本側と司法省職員との間で修正加筆作業を行い、日本側関係者の作成した原稿については、C/Pのコメントに基づき、日本側が修正加筆を行うといった共同作業で抵当法解説書を作成する方法。

→このような方法は有効・効果的であった。日本のWGの助けをかりて、法律の文書がより詳しく書かれ、個々の問題について実例が提示された。

やりとりの中で、企業家のためにはどのように書けばよいのか、一般市民のためにはどのような書き方がいいのかといった詳しい提言が得られた。日本の先生方から実際に担保権実行の場合の具体的な事例を使いながら説明してもらえた。セミナーでも具体的な事例を紹介してもらえた。

スケジュールに関し、ウズベキスタン側からのコメントが遅れるようなことが、何度かあったが、他省庁のコメントを取ったりする必要があったためであった。解説書作成は創造的な作業で集中して行う必要があったので、本来業務と離れた週末などの時間を使って取り組んだ。簡単な修正を加えるための作業については、本来業務の中の時間で実施した。

6. 上記5. に記載した方法により、直面する課題の解決がなされましたか。具体的にお答えください。

→はい。解説書の作成に対し、日本のWGから提言や解説書執筆の方向性が示された。

日本側から抵当法の分野における日本側自らの経験、日本の法体系の中でどのように記述するかという経験が共有された。また、具体例を盛り込むべきという提言が多かったが、ただし提言で取り入れたことで、わかりやすい説明になったと思う。

企業家権利擁護法、企業家間の権利…の中にも具体例を入れている。過去の注釈書などでは具体例が盛り込まれていなかった。抵当法解説書が公開されたら、他部署にも広報キャンペーンを行いたい。

7. ウズベキスタン側のプロジェクトのマネジメント体制について、司法省内部やウズベキスタン側WGメンバーとの間における情報共有や連絡体制に何か問題がありましたか。また、日本側の長期専門家との間における情報共有や連絡体制に、何か問題はありましたか。問題があった場合、その内容及び原因をお答えください。

→問題は発生しなかった。

8. 司法省は本プロジェクトの業務量に見合ったC/Pの人数を配置したと考えますか。また、業務内容に見合った能力のあるC/Pを配置したと考えますか。問題があった場合には、適切に入れ替えを行いましたか。異動等で欠員が生じた際には補充が行われましたか。→人員配置は十分であり、交代は行われなかった。抵当法作成時の情報は解説書作成のためにいろいろな人であって収集しているので問題はなかった。

9. 抵当法分野のWGの役割および活動実績について、いつどのような活動を行ったか具体的に回答願います。

→抵当法解説のためのセミナーが何度か開催された。

10. 本プロジェクトは司法省にとって有用な活動と認識していますか。司法省内において本プロジェクトの内容は認知されていますか。また、ウズベキスタンの他の機関とプロジェクト活動に関する情報を共有していますか。具体的にどのような部署、機関から認知されているかお答えください。

→司法省にとって大きな意義を有している。対外貿易投資省、外務省、中央銀行と情報を共有している。円卓会議・セミナーを通じ、商業銀行、中央銀行にも広まっている。一般私人については、マスコミを通じて広報している（記事を書かせてもらう、番組を流してもらう）。若い家族に住宅をどのように供給するかについて政府がここ1、2年関心が高く、住宅取得の方法として重視している。マスコミも、関心を示しており、司法省とよい関係で進められている。

11. プロジェクトの当初計画では抵当法起草支援を行う予定でしたが、プロジェクトの開始時には既に法案起草作業が終了していたため、プロジェクト協力期間の前半1年半の抵当分野の活動実績がほとんどない結果となりました。このような問題が生じた原因は何であると考えますか。このような問題が生じないようにプロジェクト開始時にプロジェクトの計画について更に検討すべき事項がなかったのでしょうか。また、プロジェクト形成時に行っておくべきであったことがあれば、具体的に回答願います。

→プロジェクト開始当初、起草作業とのずれがあったことを示すものであり、プロジェクトの計画を見直したほうがよかった。

[プロジェクトの妥当性]

12. 本プロジェクトでは抵当法解説書の作成支援を実施しましたが、この分野はウズベキスタンにおける企業活動の発展のために必要であると考えますか。また、今後、企業活動が発展するためには、上記分野以外にどのような法整備を実施することが必要と

考えますか。具体的にご指摘ください。

→抵当法に関する解説書は企業主体にとって非常に大きな意義を有している。この抵当法には新しい概念、抵当証券が導入されている（有価証券）ことを考慮すると、証券市場に関する法体系を整備することが、理にかなうものになるだろう（証券取引法はある）。また、抵当権に関し、民法典に修正を盛り込む必要がある。

証券市場の整備に関し、抵当法の中に規定のある抵当証券は有価証券のひとつである。有価証券に関する規定はあるが、抵当証券については規定がなく、整備されていない。現在、抵当有価証券取引法案が策定されているところ。この法律が採択されれば、証券市場の中でも抵当証券が機能するだろう。立案にかかわっているのは、司法省、中央銀行、国有財産委員会、経済省等である。

13. 本プロジェクトの内容である抵当法解説書の作成支援は司法省のニーズに合致していると考えますか。また、受益者である企業家のニーズにも合致していると考えますか。理由をそえてお答え下さい。

→日本の専門家によって行われた支援は企業家のニーズにも合致している。提言や論文は抵当権の理解に役立っており、抵当権のもつ効果についての理解をもたらしている。

14. 本プロジェクトは「法令情報が広く社会に提供され、中小企業の活動を保証する法令が整備され、運用が改善される。」ことを目的としていますが、本プロジェクトで抵当法解説書の作成を支援したことは上記目的を達成するために適切であったと考えますか。

→はい。この解説書には、抵当法の中にある参照規定があきらかになっている。

抵当法の中のいくつかの条項の中には、住宅法の中から発生していること、建設関係の法規等との関係が書かれている。

[プロジェクトの有効性]

15. 抵当法に関連する事項について、プロジェクト目標の達成を阻害する要因はありますか。具体的に回答願います。

→ない。

16. 抵当法に関連する事項について、プロジェクト目標の達成を促進する要因はありますか。具体的に回答願います。

→銀行職員や、企業家がこの規定を理解することは抵当権の正しい利用を可能にするものであって、抵当権を利用して、追加的な資金を経済活動に持ち込むものであり、最終的にはこの国の経済発展に役立つものである。また、企業家の資金調達を行うことが第一義であるが、住宅問題に脚光が当たっていることは、抵当法解説書等の促進要因となっ

ている。若い人たちにとって採用しやすい方法となっている。

[プロジェクトの効率性]

17. 抵当法に関連する事項について、アウトプット達成を阻害する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→ない。

18. 抵当法に関連する事項について、アウトプット達成を促進する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答えください。

→はい。16の回答参照。

19. 日本からの短期・長期専門家の派遣の期間・人数・タイミング、本邦研修の実施の回数・対象人数・タイミング、供与機材の内容・タイミングについて、十分かつ適切であったと考えますか。そうでないとする場合はどのような点において十分もしくは適切でなく、プロジェクトにどのような影響を与えたか具体的に指摘願います。

→はい。

[プロジェクトのインパクト]

20. 本プロジェクトの上位目標の達成を促進又は阻害する要因はあると考えますか。あるとお答えの場合は具体的な要因をお答え下さい。

→ない。

21. 本プロジェクトが実施されたことによって、プロジェクトが想定していなかった効果や影響が見込まれますか。司法省における効果・影響と司法省以外（政府機関、教育機関、民間セクター等）における効果・影響について、それぞれお答えください。

→ない。解説書が公開された後は、さまざまな機関で使用されることは見込まれる。

[プロジェクトの自立発展性]

22. 本プロジェクト終了後も法令情報の社会への提供、中小企業の活動を保証する法令の整備および運用の改善について、ウズベキスタン政府による下記のような政策の実施や関連規則・法制度の整備はなされる予定でしょうか。また、下記以外にも、関連する事項がありましたら、ご回答ください。

- ・ 権利（所有権、借地権）の登記システムが整備される。
- ・ 後順位抵当権者の権利が強化される。
- ・ 抵当法の普及のために企業家、金融機関、法曹関係者向けの教育に抵当法解説書が積極的に活用される。

→不動産に対する権利保護登記システムを改善していくことが予定されている（2008年度の立法計画で、不動産に対する権利および取引を国家登記することに関する法が予定されている。この法案の中に、国家登録の規定、誰が国家登記をするのか、不動産登記ができる公務員の地位、売買、譲渡、抵当権もひとつの章で定義されている）。この解説書作成の際にも、登記について協議があったが、政府に対し、このような法律を作る必要があると提言し、政府で受け入れられ、今年の立法計画に入っている。昨年12月に含まれており、今年に入ってから、起草作業が進んでいる。現在は抵当権の仮規則、住居登録法（いずれも下位規則）によって動かされている。しかしこれらの下位法令は実情にあっていないので、不動産に対する権利および取引を国家登記することに関する法を策定する。第四四半期に大臣会議に上程し、それから国会に上程される予定。

民法典や裁判執行法にしろ、抵当権者を後順位抵当権者の権利強化をするための民法典の修正案の準備をしている。抵当法適用に関する解説書が公開された後、広く普及され、銀行やその他の金融機関に幅広く利用されるだろう。

23. 司法省は、抵当法の利用をウズベキスタン全国で促進させる活動を実施する権限、機能を有していますか。また、司法省はそのような能力を有しているとお考えになりますか。理由をそえてお答え下さい。

→法令適用を拡大させていくこと自体は司法省の権限に含まれていないが、法律に対するリテラシーを向上、広報していくことは司法省の主要業務になっている。この業務において、司法省は抵当法解説書の普及にかかわっていくことになるだろう。

24. 司法省はプロジェクトで行った抵当法分野にかかる活動を発展させていくために必要な事業計画（短期・長期）を有していますか。有している場合は内容を具体的にお答え下さい。

→事業計画としては解説書刊行されていない現時点ではない。解説書刊行後、普及が考えられている。

25. 本プロジェクトによって、今後ウズベキスタンにおいて抵当法の利用を促進するために必要な事項（例えば、抵当法の内容についての理解や一般市民に説明する能力等）が獲得されたと考えますか。理由をそえて回答下さい。

→日本人専門家の参加を得たセミナーのおかげで司法省職員は大きな成果を得た。日本の専門家は日本の経験、諸外国の経験を伝えてくれた。抵当法解説書がそのような効果をもたらすだろう。

省における情報伝達については、すでに蓄積があり、局長・課長が蓄積すれば、部下につたえる、他部署の人が聞きにくるような仕組みがある程度出来上がった実績があるので心配はない。

26. 本プロジェクトでは活動の成果を普及していくための関係者を対象とした研修・セミナーの実施や教材などが十分に整備された（される）とお考えになりますか。理由をそえて回答下さい。

→はい。

27. 本プロジェクト協力期間終了後もプロジェクトの C/P は引き続き司法省に残って関連の業務を継続する予定でしょうか。

→人事異動はありうるが、情報共有は行われるので問題はない。

28. その他、自立発展性を阻害する要因はありますか。

→ない。

29. その他、プロジェクトのここまでの成果及び今後の課題について、何かご意見があればご指摘願います。

→日本の専門家たちとの共同作業によって非常に大きな経験を得ることができた。

以 上

